

2026（令和8）年度

愛知県中小企業融資制度要綱集

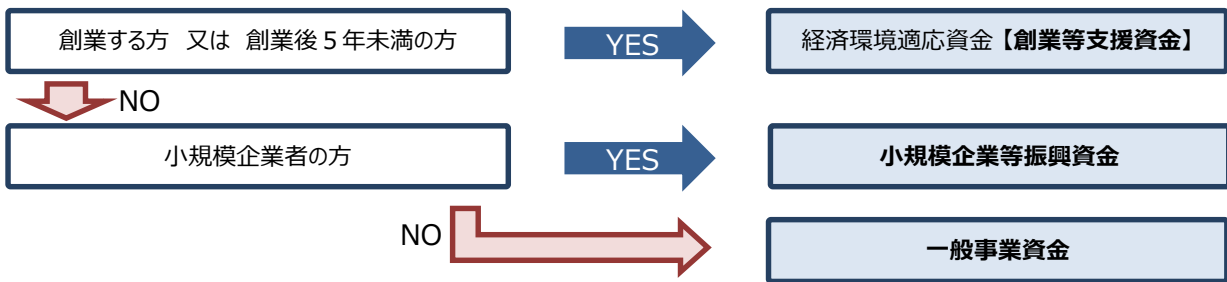
愛知県

目 次

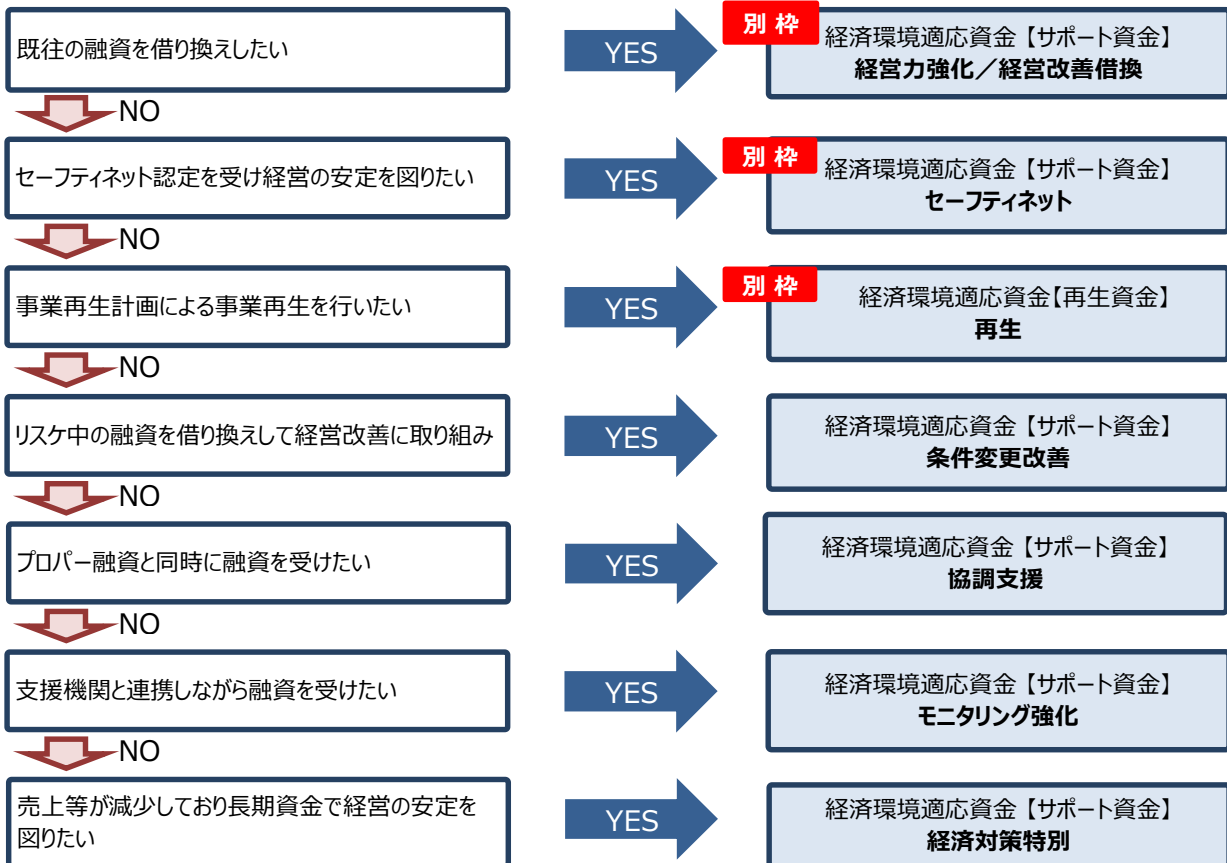
1. 愛知県中小企業融資制度一覧	-----	1
2. 愛知県中小企業融資制度要綱	-----	3
3. 愛知県中小企業融資制度細則	-----	7
愛知県中小企業融資制度細則様式	-----	11
4. 小規模企業等振興資金 制度要領	-----	15
5. 小規模企業等振興資金 制度細則	-----	17
小規模企業等振興資金 制度細則様式	-----	21
6. 一般事業資金 制度要領	-----	35
7. 中小企業組織強化資金 制度要領	-----	37
中小企業組織強化資金 制度要領様式	-----	38
8. 経済環境適応資金 制度要領	-----	39
経済環境適応資金 制度要領様式	-----	73
9. 経済環境適応資金 制度細則	-----	79
10. 経済環境適応資金 パワーアップ資金 金融機関提案型 制度細則	-----	81
経済環境適応資金 パワーアップ資金 金融機関提案型 制度細則様式	--	87
11. 推薦事務処理細則	-----	97

【融資メニュー 目的別一覧】

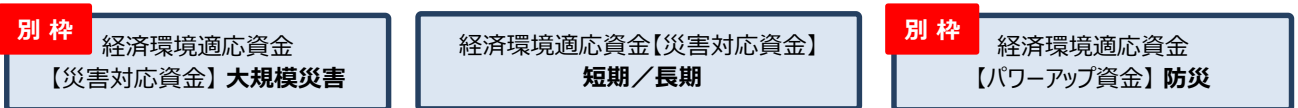
一般的な事業資金を借りたい



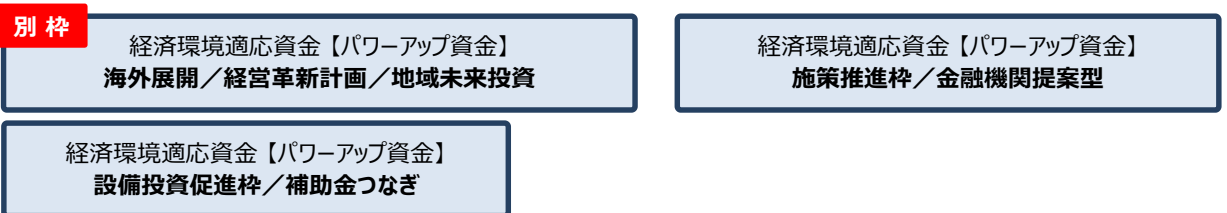
経営安定・経営改善に取り組みたい



災害からの復旧資金や防災のための資金を借りたい



前向きな投資・事業展開等に取り組みたい



事業承継に取り組みたい



制度名・資金名	略称	融資対象者	別枠	責任共有	掲載頁		
小規模企業等振興資金							
通常資金	振	従業員50人(商業・サービス業30人)以下の中小企業者		対象	15		
小口資金	振小	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者		対象外	16		
一般事業資金							
一般事業資金	一般事業	中小企業者		対象	35		
中小企業組織強化資金							
短期運転資金	組短	商工中金の融資対象資格がある組合	—	—	37		
経済環境適応資金	サポート資金	セーフティネット	環セ80	信用保険法第2条第5項第5号、第7号、第8号の認定を受けた中小企業者	別枠	対象	40
			環セ100	信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた中小企業者	別枠	対象外	40
		経済対策特別	環特	売上高等が減少している中小企業者		対象	41
		条件変更改善	環条	返済条件の緩和を行っている既存の融資を借り換える中小企業者		対象	42
		大規模危機対応	環危	信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者	別枠	対象外	43
		経営力強化	環力一般	認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定や実行等を行う中小企業者		対象	44
			環力5号	上記のうち信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者	別枠	対象	44
		経営改善借換	環借換一般	既往の保証付き融資を借り換える中小企業者		対象	46
			環借換5号	上記のうち信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者	別枠	対象	46
		協調支援	環協調	保証付き融資とプロパー融資を同時に受ける又は経営行動計画の策定や実行等を行う中小企業者		対象	47
モニタリング強化	環モニ	認定経営革新等支援機関と連携し、経営状況等の報告を行う中小企業者		対象	48		
災害対応資金							
短期	環災短	自然災害等により被害を受け被災証明等を受けている中小企業者		対象	49		
長期	環災長	自然災害等により被害を受け被災証明等を受けている中小企業者		対象	49		
大規模災害	環災大	信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた又は激甚災害の被災中小企業者	別枠	対象外	50		
パワーアップ資金							
設備投資促進枠	環設	事業上の設備投資を行う中小企業者		対象	51		
補助金つなぎ	環補助	国や地方自治体等から補助金の交付決定を受けた中小企業者		対象	51		
経営革新計画	環企新	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者	別枠	対象	52		
海外展開	環海	海外展開に係る事業に取り組む中小企業者	別枠	対象	53		
地域未来投資	環未来	地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者	別枠	対象	54		
防災	環防	事業継続力強化計画等を策定し認定を受けた中小企業者	別枠	対象	55		
施策推進枠	環施策	県の実施する施策に伴う認証を受けた中小企業者		対象	56		
金融機関提案型	別に定める	取扱金融機関ごとに別に定める中小企業者		対象	82		
創業等支援資金							
創業	環創	創業者又は創業者である中小企業者		対象外	58		
再挑戦	環創再	再挑戦支援保証を利用する創業者又は創業者である中小企業者		対象外	60		
経営者保証免除	環創SSS	創業者又は創業者である中小企業者		対象外	62		
再生資金							
再生	環再サ	事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者	別枠	一部対象	64		
	環再経再	上記のうち資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受けた中小企業者	別枠	一部対象	64		
事業承継資金							
経営承継	環承経	経営承継円滑化法第12条第1稿第1号イ、第2号イの認定を受けた中小企業者	別枠	対象	66		
	環承経準	経営承継円滑化法第12条第1稿第1号ロ、第2号ロ、第1号ハの認定を受けた中小企業者	別枠	対象	66		
特定経営承継	環承経特	経営承継円滑化法第12条第1稿第1号イの認定を受けた中小企業者の代表者個人	別枠	対象	68		
	環承経特準	経営承継円滑化法第12条第1稿第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人	別枠	対象	68		
経営承継借換	環承借換	経営承継円滑化法第12条第1稿第1号ニの認定を受けた会社である中小企業者	別枠	対象	70		
事業承継特別	環承特	事業承継した又は事業承継計画を有する法人であり財務要件を満たす中小企業者		対象	71		

愛知県中小企業融資制度要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、県内中小企業者の事業活動に必要な資金を金融機関と協調して融資することについて必要な事項を定め、県内中小企業者の経営の安定と発展を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 信用保険法 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）をいう。
- (2) 信用保険法施行令 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）をいう。
- (3) 産競法 産業競争力強化法（昭和 25 年法律第 98 号）をいう。
- (4) 経営承継円滑化法 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）をいう。
- (5) 経営承継円滑化法施行規則 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成 21 年経済産業省令第 22 号）をいう。
- (6) 中小企業者 信用保険法第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- (7) 小規模企業者 信用保険法第 2 条第 3 項に規定する者を言う。
- (8) 特定中小企業者 中小企業者であって信用保険法第 2 条第 5 項に規定する者をいう。
- (9) 特例中小企業者 中小企業者であって信用保険法第 2 条第 6 項に規定する者をいう。
- (10) 保証協会 愛知県信用保証協会をいう。
- (11) 取扱金融機関 信用保険法施行令第 1 条の 3 に規定する金融機関であって、愛知県内に本支店を有するもののうち、県と預託契約を取り交わしたものをいう。
- (12) 協調市町村 小規模企業等振興資金において、県と協調して制度を運用する市町村をいう。
- (13) 設備資金 以下の設備資金をいい、資金使途が確認できるもの。
 - ア 工場、店舗、倉庫等の新築、中古建物購入又は増改築費用
 - イ 工場、店舗、倉庫等の用に供する土地の取得費用
 - ウ 機械・装置、工具・器具・備品等の購入費用
 - エ 賃貸物件の初期費用
 - オ その他事業上必要な設備の設置等にかかる費用
- (14) 運転資金 以下の運転資金をいう。
 - ア 仕入資金、人件費、広告宣伝費、外注費等
 - イ 設備機器のリース料
 - ウ その他事業上必要な経費等
- (15) 事業資金 事業上の設備資金と運転資金をいい、投機性を有する資金は含まない。

(融資制度の種類)

第 3 融資制度は、以下の資金とする。

- (1) 小規模企業等振興資金
- (2) 一般事業資金
- (3) 中小企業組織強化資金
- (4) 経済環境適応資金

(資金措置)

第 4 県は、この制度の運用資金に充てるため、予算で決められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約

により取扱金融機関に預託する。

2 第3第1号の小規模企業等振興資金については、県と協調市町村が協調して行うものとし、協調市町村は、県資金の預託額に対して相応の資金（以下「協調資金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

3 預託の時期は以下のとおりとする。

(1) 当初予算に係る預託の場合は、当該年度の4月末日までに行う。

(2) 補正予算に係る預託の場合は、予算成立後、速やかに行う。

4 預託の期間は1年以内とする。

(融資枠)

第5 取扱金融機関は、預託された県資金及び協調資金に対して、以下の額を目途として融資を行うものとする。

(1) 小規模企業等振興資金 累計2.0倍
ただし、預託期間が6か月以内の資金に対しては1.0倍とする。

(2) 一般事業資金 累計9.4倍

(3) 中小企業組織強化資金 累計5.5倍

(4) 経済環境適応資金 累計1.9倍

(暴力団等の排除)

第6 愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(融資対象者)

第7 原則として、以下の要件を満たし、各資金に定める要件に該当するものを融資対象者とする。

(1) 県内に事業所を有し、適法に事業を営んでいること。

(2) 税の滞納がないこと。

納税の猶予などの法的手続きを取らずして納付されていない状態をいい、係争中のものは税の滞納に該当する。

(3) 保証協会の信用保証対象資格があること。

(融資条件)

第8 原則として、以下の条件を満たすものとし、詳細の条件については各制度要領において定める。

(1) 資金使途

資金使途は事業資金に限るものとし、以下の資金は対象としない。

ア 県外の事業資金

イ 転貸資金（借り入れた資金を他者へ貸し出す資金）

ただし、組合の組合員に対する転貸資金及び福利厚生として行う従業員への転貸資金は除く。

ウ 旧債振替資金（既存の債務を返済する資金）

ただし、保証協会が認めた場合にはこの限りでない。

(2) 融資期間

融資期間は最長15年とする。ただし、事業者からの条件変更の申し出に対して保証協会が認めた場合には、この限りでない。

一つの申込書により設備資金と運転資金を同時に申込みする場合については、設備資金の割合が60%未満のときは、運転資金の期間を、60%以上のときは、設備資金の期間を適用する。

(3) 融資利率

融資利率は固定とし、規定利率と異なる扱いは認めない。

融資期間内に条件変更を行う場合は、当初融資実行時の融資利率を適用する。ただし、融資利率に「以内」の表示がある融資メニューについて、融資利率を引き下げ場合は、この限りではない。その場合、引き下げ後の融資利率を再度引き上げることは認めない。

なお、当初の融資の最終返済期限を超えて期間延長をする場合については、最終返済期限以降は取扱金融機関の所定融資利率を適用することができる。

(4) 貸付方法

証書貸付、手形貸付、手形割引及び電子記録債権割引とする。

なお、手形貸付、手形割引及び電子記録債権割引については、融資期間1年以内のみの取扱いとし、根保証での取扱いは認めない。

(5) 返済方法

返済方法は、融資期間に応じて以下のとおりとする。ただし、利用中小企業者が希望する場合には、元利均等返済（ローン方式）の取扱いを認める。

融資期間1年以内の場合：一括返済又は分割返済とし、分割返済においては、不均等返済も認める。

融資期間1年超の場合：1か月ごとの分割返済とし、最終回の返済額が毎回の返済額の2倍以内となる元金均等返済とする。

(6) 担保

原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人

必要に応じて徴求する。

ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。

(8) 信用保証

原則として保証協会の信用保証付きとする。なお、信用保証料は保証協会所定とする。

(残高方式)

第9 愛知県中小企業融資制度における資金別融資残高の上限は、各制度要領で定める融資限度額を上限とし、過年度に融資した残高は、それぞれの資金の残高とみなす。

(融資申込手続)

第10 原則として、申込みには次の書類を要する。その他必要な書類については、各資金要領において定める。

(1) 信用保証委託申込書（保証協会所定）

(2) その他、取扱金融機関及び保証協会が、融資審査上あるいは保証審査上、必要と認める書類

(申込受付期間)

第11 資金の申込みは、原則として常時受け付ける。ただし、融資枠に達したときは、受付を締め切ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要ないと認めたときは、受付を締め切ることができる。

(審査決定等)

第12 申込受付機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるもののうち、信用保証を必要とするものについては、速やかに関係書類を保証協会に送付すること。

2 保証協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては、取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に推薦機関に通知すること。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行すること。

(融資の取扱い)

第13 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

2 融資手続き等については、この要綱に定めるもののほか保証協会及び取扱金融機関の所定の方法に従うものとする。

(遵守事項等)

第14 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 県は、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等、この要綱に反することがあると認められるときは、

関係機関と協議する。また、この制度の適正な運用を図るために必要があるときは、協調市町村、保証協会及び取扱金融機関に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第 15 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は別に定める。定めのない事項については、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

愛知県中小企業融資制度細則

(目的)

第1 この細則は、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、愛知県中小企業融資制度の全般にかかる必要な事項を定めるものとし、融資制度の種類ごとの個別の事項については別に定める。

(取扱金融機関)

第2 愛知県中小企業融資制度の取扱金融機関は、別表1とする。

2 取扱金融機関の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 愛知県内に融資取引を行う支店が1つ以上あること。
- (2) 保証協会と約定書を締結し、保証実績があること。

3 取扱金融機関の新規指定については、以下のとおりとする。

- (1) 新規に愛知県中小企業融資制度の取扱いを希望する金融機関は、要望書（様式1号）及び金融機関の概要を県へ提出すること。
- (2) 県は、要望書の内容について、以下の観点から検討し、県内中小企業者の経営の安定と発展に資するものと認められるときは、指定通知書（様式2号）により取扱金融機関として指定することを当該金融機関及び関係機関へ通知する。

ア 保証協会の利用実績及び愛知県中小企業融資制度の利用見込み

イ 当該金融機関の実績や店舗網等

- (3) 指定の通知を受けた金融機関は、速やかに預託用の口座開設手続きを行うこと。

- (4) 4月1日から11月30日までに要望書が提出されたときは、原則、翌年4月1日を取扱開始日として指定するものとし、年度途中での取扱開始は行わない。なお、12月1日から翌年3月31日までは要望書を受付しないものとする。

4 取扱金融機関の廃止については、以下のとおりとする。

- (1) 取扱金融機関は、県内店舗の廃止等により、愛知県中小企業融資制度を取扱いしなくなるときは、廃止届（様式3号）により県に届出すること。
- (2) 県が指定を廃止したときは、指定廃止通知書（様式4号）により取扱金融機関及び関係機関へ通知する。
- (3) 通知を受けた取扱金融機関は、速やかに預託金を返還すること。

5 取扱金融機関の指定の取消しは、以下のとおりとする。

- (1) 県は、取扱金融機関が以下に該当した場合には指定を取消しすることができる。

ア 愛知県内に融資取引を取扱いする支店が存在しなくなったとき。

イ 要綱その他愛知県中小企業融資制度の規定を遵守せず、制度の適正な運用が担保されないとき。

- (2) 県は、前号により取扱金融機関の指定を取消した場合には、書面により取扱金融機関に通知する。

- (3) 通知を受けた取扱金融機関は、速やかに預託金を返還すること。

6 第3項の新規指定を受けた取扱金融機関が、名古屋市以外の市町村において小規模企業等振興資金の取扱いを希望する場合は、小規模企業等振興資金制度細則の定めにより、当該市町村へ要望書を提出すること。

7 取扱金融機関が合併する場合は、事前に県へ報告するものとする。また、合併後に存続金融機関（新設合併の場合には新設金融機関）は、県へ変更届及び合併の事実を証する書類を提出すること。

(推薦機関)

第3 推薦機関は、県内各商工会議所・商工会とする。

2 推薦機関が推薦できる融資制度は、信用保証を付して県が実施する融資制度とする。

- 3 推薦機関は、申込者から依頼があったときは申込書の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成の上、速やかに関係書類を申込受付機関に送付するものとする。

(融資利率の設定)

- 第4** 各資金の融資利率については、指標金利から算出した通常利率を基準とし、資金の目的に合わせた施策の重要度により、優遇した利率を設定するものとする。

2 融資利率設定の指標金利

融資利率を設定するための指標金利は以下のとおりとする。なお、保証債務残高の基準日は毎年1月31日時点及び7月31日時点とする。

指標金利 (A)	愛知県中小企業融資制度の取扱金融機関のうち、愛知県内に本店がある保証債務残高の上位5金融機関の短期プライムレートの平均利率の小数点以下第2位を四捨五入して得られた率を原則として、社会経済情勢等を勘案の上、設定する率
----------	---

3 融資利率の改定日

融資利率は、毎年4月1日及び10月1日に改定することとし、改定の基礎とする指標金利の基準日は、4月1日に改定する場合はその2か月前の2月1日とし、10月1日に改定する場合はその2か月前の8月1日とする。

4 融資利率の設定基準

融資利率は、各資金において適用する金利区分を定める。また、指標金利(A)から下記の金利区分ごとに期間に応じた利率を算出する。

(単位：%)

金利区分	固定金利						
	1年以内	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内	13年以内	15年以内
通常利率	A-0.6	A-0.5	A-0.4	A-0.3	A-0.2	A-0.1	A
特別金利1	A-0.7	A-0.6	A-0.5	A-0.4	A-0.3	A-0.2	A-0.1
特別金利2	A-0.8	A-0.7	A-0.6	A-0.5	A-0.4	A-0.3	A-0.2
特別金利3	A-0.9	A-0.8	A-0.7	A-0.6	A-0.5	A-0.4	A-0.3
特別金利4	A-1.0	A-0.9	A-0.8	A-0.7	A-0.6	A-0.5	A-0.4
特別金利5	A-1.1	A-1.0	A-0.9	A-0.8	A-0.7	A-0.6	A-0.5
特別金利6	A-1.2	A-1.1	A-1.0	A-0.9	A-0.8	A-0.7	A-0.6

(融資利率の適用)

- 第5** 適用日は申込みを基準とする。なお、信用保証付きにあっては、原則、保証協会受付を基準とする。ただし、申込受付日から保証決定日までに融資利率の改定があった場合は、申込受付時点の融資利率と保証決定時点の融資利率のいずれか低い融資利率を適用するものとする。

- 2 融資実行から最終返済日までの全期間について、当初融資実行時点の融資利率を適用する。なお、各資金の融資利率に「以内」の表示があるものについては、当該融資利率を上限とする。

(その他)

- 第6** この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この細則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年9月1日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和8年1月1日から施行する。

別表 1

愛知県中小企業融資制度 取扱金融機関一覧

都市銀行	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行
地方銀行	横浜銀行、第四北越銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、北國銀行、静岡銀行 清水銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、滋賀銀行 京都銀行、関西みらい銀行、山口銀行、百十四銀行、伊予銀行
第二地方銀行	あいち銀行、名古屋銀行
信用金庫	岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、愛知信用金庫、豊橋信用金庫 岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、半田信用金庫、知多信用金庫 豊川信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫 尾西信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、桑名三重信用金庫
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用組合	信用組合愛知商銀、名古屋青果物信用組合、豊橋商工信用組合、愛知県中央信用組合 イオ信用組合
農業協同組合	愛知県信用農業協同組合連合会、あいち知多農業協同組合

(金融機関コード順)

愛知県知事 殿

所在地
金融機関名
代表者役職・氏名

愛知県中小企業融資制度の取扱いにかかる要望書

愛知県中小企業融資制度の取扱いについて、下記のとおり要望します。

記

1 取扱いを希望する理由

2 取扱開始年度

3 金融機関の概要

(1)概要 (年 月末時点)

本店所在地	
設立年月日	
資本金又は出資金	千円
役職員数	人
本支店数	店舗 (うち愛知県内店舗 店舗)
組合員数 (銀行除く)	

(2)最近の実績 (年 月末時点)

預金残高	百万円
融資残高	百万円
総資産額	百万円
純資産額	百万円
単体自己資本比率	%
経常収益	百万円
経常利益	百万円
当期純利益	百万円

(3)愛知県信用保証協会の利用状況 (年 月末時点)

保証債務残高	件	百万円
--------	---	-----

(4)添付書類

ディスクロージャー誌

金融機関名
代表者 様

愛知県知事

愛知県中小企業融資制度の取扱いについて（通知）

愛知県中小企業融資制度の取扱いについて、下記のとおり貴金融機関を取扱金融機関として指定します。

なお、愛知県中小企業融資制度の取扱いに関しては、愛知県中小企業融資制度要綱等を遵守してください。

記

- 1 取扱開始日
年4月1日

愛知県知事 殿

所在地
金融機関名
代表者役職・氏名

愛知県中小企業融資制度の取扱指定にかかる廃止届

このことについて、下記のとおり届出します。

記

- 1 取扱指定を廃止する理由
- 2 取扱廃止日
年 月 日

金融機関名
代表者 様

愛知県知事

愛知県中小企業融資制度の取扱指定の廃止について（通知）

愛知県中小企業融資制度の取扱いについて、下記のとおり貴金融機関の取扱金融機関にかかる指定を廃止します。

なお、預託金については、期限までに返還するようにお願いします。

記

- 1 取扱廃止日
年 月 日
- 2 預託金返還期限
年 月 日

小規模企業等振興資金 制度要領

(目的)

第1 この要領は、金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、融資制度の利用に必要な条件等を定める。

県と協調市町村は、相互に協調し、この制度を効率的に運用するものとする。

(制度の種類)

第2 この制度による融資は、以下のとおりとする。

- (1) 通常資金
- (2) 小口資金

(通常資金)

第3 通常資金の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名（略称）	通常資金（略称「振」）
(2) 融資対象	常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下の中小企業者
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	5,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.9%
	3年超5年以内 年2.0%
	5年超7年以内 年2.1%
	7年超10年以内 年2.2% ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利1
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	納税証明書類
(12) 申込受付機関	【事業所の所在地が名古屋市外の場合】 事業所が所在する市町村から指定を受けた取扱金融機関 【事業所の所在地が名古屋市内の場合】 取扱金融機関

(小口資金)

第4 小口資金の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名 (略称)	小口資金 (略称「振小」)
(2) 融資対象	信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	2,000万円 ただし、申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高(極度設定のある保証は融資極度額)が2,000万円以内であること
(5) 融資期間・利率	3年以内 年1.7%
	3年超5年以内 年1.8%
	5年超7年以内 年1.9%
	7年超10年以内 年2.0% ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利3
(7) 貸付方法	証書貸付又は手形貸付 ただし、手形貸付については融資期間1年以内に限る
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、融資期間1年以内は一括返済も認める
(9) 保証制度	小口零細企業保証
(10) 責任共有制度	対象外
(11) 必要書類	納税証明書類
(12) 申込受付機関	以下のいずれかとする 【事業所の所在地が名古屋市外の場合】 ① 事業所が所在する市町村から指定を受けた取扱金融機関 ② 保証協会 【事業所の所在地が名古屋市内の場合】 ① 取扱金融機関 ② 保証協会

(その他)

第5 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

制 定 令 和 6 年 4 月 1 日
最終改正 令 和 8 年 4 月 1 日

小規模企業等振興資金 制度細則

(目 的)

第 1 この細則は、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）及び小規模企業等振興資金制度要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、制度の運用に必要な事項を定める。

(要領の作成等)

第 2 協調市町村が要領等を定める場合には、県の要領及び本細則に準ずるものとする。

(資金措置)

第 3 要綱第 4 第 1 項に定める預託については、以下のとおりとする。

- (1) 取扱金融機関に対する県資金の預託額は、以下の諸指数を勘案し定めるものとする。
 - ① 名古屋市：1 倍
 - ② 各市：2 倍
 - ③ 各町村：2.5 倍
 - ④ 山村地域（設楽町、東栄町、豊根村）：3 倍
- (2) 期間 1 年以内、利率は年 0.5 パーセント以内とする。

(協調資金)

第 4 要綱第 4 第 2 項に定める協調資金については、以下のとおりとする。

- (1) 預託期間及び利率については、要綱第 4 第 3 項及び第 4 項、並びに第 3 に定める県資金の資金措置に準ずるものとする。
- (2) 預託にかかる契約については、契約書又は覚書（以下、「契約書等」という。）により締結するものとし、様式 1 号により手続きすること。ただし、協調市町村の判断により、契約書等について独自の様式を使用することを許容する。
- (3) 協調市町村は、協調資金を預託したときは、預託に係る契約書等の写しを添えて、速やかに県へ報告するものとする。

(指定金融機関)

第 5 協調市町村は、小規模企業等振興資金を取扱う金融機関（以下「指定金融機関」という。）を指定するものとし、指定についてはあらかじめ県と協調市町村で協議を行う。

2 指定金融機関の選定基準

指定金融機関の選定基準は以下のとおりとする。

- (1) 保証協会の利用実績
- (2) 市町村区域内の小規模事業者との取引状況

3 年度ごとの指定金融機関の指定協議

指定金融機関の指定は年度ごとに行うものとし、手続きは以下のとおりとする。

- (1) 協調市町村は、県へ金融機関指定協議書（様式 2 号）を毎年 12 月 15 日までに提出する。

指定にあたっては、過去の実績を十分に考慮するとともに、融資実績がない金融機関

については、ヒアリングにより指定の是非を判断すること。

- (2) 県は、協調市町村からの協議書の内容を検討し、様式 3 号により毎年 1 月末までに協議に対して回答する。併せて、保証協会へ協議結果を通知するものとする。

4 新規指定

新規に指定金融機関に指定する手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 新規に小規模企業等振興資金の取扱いを希望する金融機関は、指定を希望する金融機関より要望書（様式 4 号）を協調市町村へ提出すること。
- (2) 協調市町村は、要望書の内容について、協調市町村内の小規模企業者の金融の円滑化とその経営の振興に資するものと認められるときは、県へ協議書（様式 5 号）を提出する。
- (3) 県は、協調市町村からの協議書の内容を検討し、様式 6 号により協議に対して回答する。
- (4) 協調市町村は、県との協議により新規指定を行うものとしたときは、金融機関に対して指定通知書（様式 7 号）により通知する。
- (5) 指定の通知を受けた金融機関は、速やかに預託用の口座開設手続きを行うこと。
- (6) 4 月 1 日から 11 月 30 日までに要望書が提出されたときは、原則、翌年 4 月 1 日を取扱開始日として指定するものとし、年度途中での取扱開始は行わない。なお、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは要望書を受付しないものとする。
- (7) 新規指定を行った協調市町村は、前項の年度ごとの指定協議において、様式 4 号から様式 7 号の写しを添付するものとする。

5 指定金融機関の変更・廃止

指定金融機関の合併等がある場合は、指定金融機関は協調市町村へ報告するものとし、以下のとおりとする。

- (1) 協調市町村の他の指定金融機関と合併する場合
契約書等については、変更の手続きは不要とする。ただし、協調市町村の判断により、契約書等の変更手続きを行うことは許容する。
- (2) 協調市町村の指定金融機関以外と合併する場合
契約書等については、変更の手続きは不要とする。ただし、協調市町村の判断により、契約書等の変更手続きを行うことは許容する。
なお、指定金融機関ではない金融機関との合併等により、協調市町村内での小規模企業者に対する融資業務を取扱いしなくなるときは、廃止届（様式 8 号）により協調市町村に届出するものとする。また、協調市町村が指定を廃止したときは、指定廃止通知書（様式 9 号）により通知するものとし、指定金融機関は速やかに預託金を返還するものとする。
- (3) 移転又は廃止等により協調市町村内に店舗等がなくなる場合
店舗の移転又は廃止等により、指定金融機関が協調市町村内での小規模企業者に対する融資業務を取扱いしなくなるときは、廃止届（様式 8 号）により協調市町村に届出するものとする。また、協調市町村が指定を廃止したときは、指定廃止通知書（様式 9 号）により通知するものとし、指定金融機関は速やかに預託金を返還するものとする。

（審査決定等）

第 6 要綱第 12 に定める審査決定等は、小規模企業等振興資金については下記のとおりとする。

(1) 取扱金融機関が申込みを受付した場合

取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を当該事業所の所在する協調市町村に送付する。

取扱金融機関から関係書類の送付を受けた協調市町村は、必要に応じ調査等を行った後、送付状（様式 10 号）を付し、速やかに関係書類を保証協会に送付するものとする。ただし、取扱金融機関と協調市町村が「信用保証協会電子受付システム」による申込みを希望する場合、協調市町村は、必要に応じ調査等を行った後、送付状（様式 11 号）を付し、速やかに関係書類を取扱金融機関に送付するものとし、関係書類の送付を受けた取扱金融機関は、「信用保証協会電子受付システム」により、送付状（様式 11 号）を付し、速やかに関係書類を保証協会に送付するものとする。

(2) 協調市町村に小口資金申込みの相談があった場合

協調市町村は、事業者からの相談に応じ、取扱金融機関を案内、又は、必要に応じ調査等を行った後、送付状（様式 10 号）を付し、速やかに関係書類を保証協会に送付するものとする。

(3) 保証協会は、前各号の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては、取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に推薦機関に通知するものとする。

(4) 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(申込受付機関)

第 7 申込受付機関は、申込者の営業の実態が把握できる事業所が所在する市町村から指定を受けた指定金融機関とする。

2 小口資金については、第 6 第 2 号の市町村（名古屋市を除く）から関係書類の送付を受けた保証協会が受付することを認める。

3 複数の事業所が存在する場合は、原則として主たる事業所の所在地を基準とする。

4 従たる事業所のために要する資金であり、かつ、当該従たる事業所の所在する市町村が認める場合は、従たる事業所の所在地を基準とすることを許容する。

(税金の滞納調査)

第 8 税金の滞納調査の対象は、以下の 4 税目とする。

(1) 個人事業主の場合：所得税、事業税、県民税、市町村民税

(2) 法人の場合：法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税

2 申込みに添付する納税証明書類については、前項の税目に係る以下のいずれかとする。

(1) 直近の納付書の写し

(2) 納付が確認出来る通帳の写し

(3) 納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

3 申込受付機関等において納付が確認できる場合は、納税証明書類の添付を省略することができるものとし、過去の滞納については調査で確認するものとする。

(名古屋市の例外)

第 9 名古屋市については、名古屋市信用保証協会扱いの小規模企業等振興資金についても、本制度の協調制度の対象とし、申込受付機関その他の取扱いにあつては、名古屋市が定める小規模企業等振興資金融資制度要綱等の規定によるものとする。

- 2 名古屋市の指定金融機関ではない取扱金融機関については、県が単独で預託を行うため、全ての取扱金融機関において小規模企業等振興資金の取扱いを認める。
- 3 名古屋市内の事業者の申込みについては、以下のとおりとする。
 - (1) 取扱金融機関が受付する場合は、直接、保証協会へ送付するものとする。
 - (2) 小口資金については、保証協会が直接受付することを認める。

(その他)

第 10 この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

覚 書

市（町・村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、小規模企業等振興資金融資制度の運用について、次の条項により申し合わせをする。

（預託目的及び預託条件）

第1条 甲は、小規模企業等振興資金制度要領（以下「要領」という。）に基づき●●年度の融資制度を実施するため、その運用資金として次の条件により●●預金で、乙に預託する。

（1）預託金額及び融資枠

要領に基づく融資制度の協調資金として、金 円と別途愛知県が預託する資金を運用資金の一部として貸付することとし、その融資枠を 円以上とする。

市（町・村）資金	県資金	計	協調倍率	融資枠

（2）預託期間

年 月 日から 年 月 日まで

（3）償還方法

預託期間満了の日に 市（町・村）指定金融機関において元利金を償還する。

（4）利率

店頭表示金利

←決済性預金の場合は項目削除

（預金証書の交付）

第2条 乙は、前条の資金を甲の預金として受入れるものとし、別途甲に通帳を交付する。

（指示及び報告）

第3条 甲は、この融資制度の運用について必要があるときは、乙に対して指示を行い、または乙から報告を徴することができる。

（協 議）

第4条 この覚書に規定する事項について疑義が生じたとき、または覚書に規定のない事項は、双方協議のうえ定めるものとする。

この申し合わせの証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲 所在地

市(町・村)長

代表者

印

乙 住所(所在地)

金融機関名・支店名

(名称及び代表者氏名)

印

愛知県知事 殿

市(町・村)長名

小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定について(協議)

このことについて、下記のとおり小規模企業等振興資金取扱金融機関を指定したいので、小規模企業等振興資金制度細則第5第3項の規定に基づき協議します。

記

- 1 小規模企業等振興資金取扱金融機関指定協議一覧表
別紙のとおり

- 2 金融機関数

年度取扱指定金融機関数 (うち新規取扱指定金融機関数)	金融機関 金融機関
取扱指定解除金融機関数	金融機関

各市町村長 殿

愛知県知事

小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定について（回答）

貴市町村より協議のありました小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定については承諾します。
各関係機関へ通知するとともに、制度の適正な運用をよろしく願います。

市（町・村）長 殿

所在地
 金融機関名
 代表者役職・氏名

小規模企業等振興資金の取扱金融機関指定にかかる要望書

小規模企業等振興資金の取扱いについて新規指定を下記のとおり要望しますので、取扱いの指定についてよろしくをお願いします。

記

- 1 取扱いを希望する理由
- 2 取扱開始年度
- 3 金融機関の概要 (1)概要 (年 月末時点)

本店所在地	
設立年月日	
資本金又は出資金	千円
役職員数	人
本支店数	店舗（うち愛知県内店舗 店舗）
組合員数（銀行除く）	

- (2)最近の実績 (年 月末時点)

預金残高	百万円
融資残高	百万円
総資産額	百万円
純資産額	百万円
単体自己資本比率	%
経常収益	百万円
経常利益	百万円
当期純利益	百万円

- (3)愛知県信用保証協会の利用状況 (年 月末時点)

保証債務残高	件	百万円
--------	---	-----

(4) 取扱開始後の利用見込み (取扱開始年度)

件	百万円
---	-----

(5) 添付書類

ディスクロージャー誌

愛知県知事 殿

市（町・村）長名

小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定について（協議）

このことについて、●●●●から別添写しの通り要望がありました。

下記のとおり指定することが適当と認められるので、小規模企業等振興資金制度細則第5の規定に基づき協議します。

記

- 1 金融機関名
- 2 指定理由

各市町村長 殿

愛知県知事

小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定について（回答）

年 月 日付けで協議のありました小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定については下記のとおり承諾します。

関係機関へ通知するとともに、制度の適正な運用をよろしくお願いします。

記

1 金融機関名

2 指定条件

- (1) 取扱金融機関と覚書を締結すること。
- (2) 小規模企業等振興資金の取扱開始日は、年 月 日とする。

第 号
年 月 日

金融機関名
代表者 職・氏名

市（町・村）長名

小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定について（承諾）

年 月 日付けで要望のありました小規模企業等振興資金取扱金融機関の指定については下記のとおり承諾します。

制度の適正な運用をよろしくお願いします。

記

1 金融機関名

2 指定条件

- (1) 取扱金融機関と覚書を締結すること。
- (2) 小規模企業等振興資金の取扱開始日は、年 月 日とする。

年 月 日

市(町・村)長 殿

所在地
金融機関名
代表者役職・氏名

小規模企業等振興資金の取扱金融機関指定にかかる廃止届

このことについて、下記のとおり届出します。

記

1 取扱指定を廃止する理由

2 取扱廃止日

年 月 日

金融機関名
代表者 様

市（町・村）長名

愛知県制度融資の取扱指定の廃止について（通知）

小規模企業等振興資金の取扱金融機関指定について、下記のとおり貴金融機関の指定を廃止します。
なお、預託金については、期限までに返還するようにお願いします。

記

- 1 取扱廃止日
年 月 日
- 2 預託金返還期限
年 月 日

確 認 送 付 状

年 月 日

愛知県信用保証協会 御中

市（町・村）名
商工担当課長

下記の小規模企業等振興資金（ 通常資金 ・ 小口資金 ）の申込について、信用保証依頼書等関係書類を確認したので送付します。

記

- 1 申込人
- 2 住所
- 3 申込金額
- 4 資金使途
- 5 融資期間

確 認 送 付 状

年 月 日

取扱金融機関 御中
愛知県信用保証協会 御中

市（町・村）名
商工担当課長

下記の小規模企業等振興資金（ 通常資金 ・ 小口資金 ）の申込について、信用保証依頼書等
関係書類を確認したので送付します。

記

- 1 申込人
- 2 住所
- 3 申込金額
- 4 資金使途
- 5 融資期間

一般事業資金 制度要領

(目的)

第 1 この要領は、中小企業者が事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営基盤の強化を図ることを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(融資条件)

第 2 要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名 (略称)	一般事業資金 (略称「一般事業」)
(2) 融資対象	中小企業者
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	2 億 8,000 万円
(5) 融資期間・利率	1 年以内 年 1.9%以内
(6) 金利区分	通常利率
(7) 貸付方法	証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引
(8) 返済方法	分割返済又は一括返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

(その他)

第 3 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

中小企業組織強化資金 制度要領

(目的)

第1 この要領は、中小企業者の協同組織である組合等が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、中小企業の組織の強化と経営基盤の向上に資することを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(取扱金融機関)

第2 取扱金融機関は株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）とする。

(融資条件)

第3 要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名（略称）	中小企業組織強化資金 短期運転資金（略称「組短」）
(2) 融資対象	要綱の定めによらず、県内に事業所、事務所又は営業所のある商工中金の融資対象資格のある組合とする。
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	3億円 ただし、転貸融資の場合は1組合員につき3,000万円
(5) 融資期間・利率	1年以内 利率については商工中金所定
(6) 金利区分	
(7) 貸付方法	商工中金所定
(8) 返済方法	商工中金所定
(9) 保証制度	保証協会の信用保証不要
(10) 責任共有制度	
(11) 必要書類	商工中金所定
(12) 申込受付機関	商工中金の県内各店舗
(13) その他	連帯保証人については商工中金所定とする

(審査決定等)

第4 要綱第12に定める審査決定等は、中小企業組織強化資金については、商工中金が申込みの内容を審査し、適切と認めるものについては速やかに融資を実行するものとする。

(実績報告)

第5 商工中金は、前月の貸付状況を様式1号により、翌月の10日までに県に報告するものとする。

(その他)

第6 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と商工中金との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

中小企業組織強化資金融資制度における実績報告書

株式会社商工組合中央金庫 支店長

年 月の中小企業組織強化資金融資制度における実績は以下のとおり
です。

	貸付件数	金額
当 月	件	千円
年度累計	件	千円

経済環境適応資金 制度要領

(目的)

第1 この要領は、中小企業者が経済環境の変化に適応するため、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の安定と振興に資することを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、融資制度の利用に必要な条件等を定める。

(制度の種類)

第2 この制度による融資は、次のとおりとする。

資金名	メニュー名	略称
(1) サポート資金	① セーフティネット【別枠】	環セ100、環セ80
	② 経済対策特別	環特
	③ 条件変更改善	環条
	④ 大規模危機対応【別枠】	環危
	⑤ 経営力強化【一部別枠】	環力一般、環力5号
	⑥ 経営改善借換【一部別枠】	環借換一般、環借換5号
	⑦ 協調支援	環協調
	⑧ モニタリング強化	環モニ
(2) 災害対応資金	① 短期	環災短
	② 長期	環災長
	③ 大規模災害【別枠】	環災大
(3) パワーアップ資金	① 設備投資促進枠	環設
	② 補助金つなぎ	環補助
	③ 経営革新計画【別枠】	環企新
	④ 海外展開【別枠】	環海
	⑤ 地域未来投資【別枠】	環未来
	⑥ 防災【別枠】	環防
	⑦ 施策推進枠	環施策
	⑧ 金融機関提案型	別に定める
(4) 創業等支援資金	① 創業	環創
	② 再挑戦	環創再
	③ 経営者保証免除	環創SSS
(5) 再生資金	① 再生【別枠】	環再サ、環再経再
(6) 事業承継資金	① 経営承継【別枠】	環承経、環承経準
	② 特定経営継承【別枠】	環承経特、環承経特準
	③ 経営承継借換【別枠】	環承借換
	④ 事業承継特別	環承特

(サポート資金【セーフティネット】)

第3 サポート資金【セーフティネット】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名 (略称)	サポート資金【セーフティネット】	
	略称「環セ100」	略称「環セ80」
(2) 融資対象	信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号に規定する認定を受けている特定中小企業者	信用保険法第2条第5項第5号、第7号、第8号に規定する認定を受けている特定中小企業者
(3) 資金使途	経営の安定に必要な事業資金	
(4) 融資限度額	8,000万円	
(5) 融資期間・ 利率	1年超3年以内 年1.7%	1年超3年以内 年1.8%
	3年超5年以内 年1.8%	3年超5年以内 年1.9%
	5年超7年以内 年1.9%	5年超7年以内 年2.0%
	7年超10年以内 年2.0%	7年超10年以内 年2.1%
(6) 金利区分	特別金利3	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営安定関連保証【別枠保証】	
(10) 責任共有制度	対象外	対象
(11) 必要書類	市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書	
(12) 申込受付機関	以下のいずれかとする。 ① 取扱金融機関 ② 保証協会	取扱金融機関

(サポート資金【経済対策特別】)

第4 サポート資金【経済対策特別】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	サポート資金【経済対策特別】(略称「環 特」)
(2) 融資対象	以下のいずれかに該当する中小企業者 ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して減少していること ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して減少していること ③ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して減少していること ④ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して減少していること ⑤ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して減少していること ⑥ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して減少していること ⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して減少していること
(3) 資金使途	経営の安定に必要な事業資金
(4) 融資限度額	1億2,000万円
(5) 融資期間・利率	1年以内 金融機関所定 ----- 1年超3年以内 年1.8% ----- 3年超5年以内 年1.9% ----- 5年超7年以内 年2.0% ----- 7年超10年以内 年2.1%
(6) 金利区分	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引 ただし、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引は融資期間1年以内に限る
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済も認める
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	以下のいずれかの確認書 ① 売上高減少要件確認書(様式1号-1) ② 利益率減少要件確認書(様式1号-2)
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) その他	令和9年3月31日までに保証協会が申込みを受付することを要する

2 前項(2)融資対象の要件については、以下のとおりとする。

- (1) 「最近1か月」の定義は、申込日の属する月の前月から当該月の前年同月までのうち、いずれかの月とする。
- (2) ③及び⑥の「直近決算」の定義は、前号の最近1か月から遡った直近の決算とする。

(サポート資金【条件変更改善】)

第5 サポート資金【条件変更改善】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	サポート資金【条件変更改善】(略称「環 条」)
(2) 融資対象	返済条件の緩和を行っている保証協会の保証付き既往借入金を借り換え、かつ金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
(3) 資金使途	事業計画の実施に必要な事業資金 保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金を含めることができる
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超10年以内 年2.1%
	10年超13年以内 年2.2%
	13年超15年以内 年2.3%
(6) 金利区分	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、保証付きの既往借入金の返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は、据置2年以内の分割返済
(9) 保証制度	条件変更改善型借換保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	① 状況説明書 ② 事業計画書(申込人が策定したもの) ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(②に支援内容が記載されている場合は不要)
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

2 前項(11)必要書類②事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とすること。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

3 本制度は、国の全国統一制度である条件変更改善型借換保証を適用するため、国の保証制度要綱に基づき、融資を実行した金融機関は、同保証制度の定めにより計画実行状況の管理等をおこなうこと。

(サポート資金【大規模危機対応】)

第6 サポート資金【大規模危機対応】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	サポート資金【大規模危機対応】(略称「環 危」)
(2) 融資対象	信用保険法第2条第6項に規定する認定を受けている特例中小企業者
(3) 資金使途	経営の安定に必要な事業資金
(4) 融資限度額	8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.7%
	3年超5年以内 年1.8%
	5年超7年以内 年1.9%
	7年超10年以内 年2.0%
(6) 金利区分	特別金利3
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置2年以内の分割返済
(9) 保証制度	危機関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象外
(11) 必要書類	市町村長の発行する特例中小企業者であることの認定書
(12) 申込受付機関	以下のいずれかとする。 ① 取扱金融機関 ② 保証協会

2 前項(12)申込受付機関①取扱金融機関については、信用保険法第2条第6項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に信用保険法第2条第6項の認定を受けたものとの関係では、株式会社商工組合中央金庫を除く。

3 本制度は、国の全国統一制度である危機関連保証を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、モニタリングを行うこと。

(サポート資金【経営力強化】)

第7 サポート資金【経営力強化】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	サポート資金【経営力強化】	
	略称「環力一般」	略称「環力5号」
(2) 融資対象	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
(3) 資金使途	事業計画の実施に必要な事業資金	信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること 経営の安定及び事業計画の実施に必要な事業資金(既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る)
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.8%	
	3年超5年以内 年1.9%	
	5年超7年以内 年2.0% ※資金使途は保証付き既往借入金の借換資金を含む場合又は設備資金に限る	
	7年超10年以内 年2.1% ※資金使途は保証付き既往借入金の借換資金を含む場合に限る	
(6) 金利区分	特別金利2	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営力強化保証	経営力強化保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類	① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 事業行動計画書(申込人が策定したもの)	① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③ 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書
	(12) 申込受付機関	

2 前項(3)の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- (2) 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- (3) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金
- (4) 保険法第15条に規定する危機関連保証(保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金
- (5) 経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

3 前1項(11)必要書類②事業行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。

- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を克服するための取組事項及び目標設定
 - (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
 - (4) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画
- 4 本制度は、国の全国統一制度である経営力強化保証を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、計画の実行状況の管理等を行うこと。

(サポート資金【経営改善借換】)

第8 サポート資金【経営改善借換】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	サポート資金【経営改善借換】	
	略称「環借換一般」	略称「環借換5号」
(2) 融資対象	愛知県中小企業融資制度を利用した信用保証協会の保証付既往借入金を借り換えるもので、金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
		信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
(3) 資金使途	借換対象融資に係る既往借入金の借り換えに要する運転資金 なお、当該返済資金以外の事業資金を含めることができる	
(4) 融資限度額	8,000万円	
(5) 融資期間・利率	7年超10年以内 年2.1%	
	10年超13年以内 年2.2%	
	13年超15年以内 年2.3%	
(6) 金利区分	特別金利2	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置5年以内の分割返済	
(9) 保証制度	一般保証	経営安定関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類	事業計画書(申込人が策定したもの)	① 事業計画書(申込人が策定したもの) ② 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	

2 前項(11)必要書類の事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

(1) 計画期間は以下の範囲内のものとする。

最長の期間：計画を策定した日の属する事業年度の翌年度から5事業年度

最短の期間：同3事業年度と当初据置期間の終了日の属する事業年度のうち、いずれか長い方

(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。

(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

3 本制度を利用して融資を実行した金融機関は、別に定める期中管理を行わなければならない。

(サポート資金【協調支援】)

第9 サポート資金【協調支援】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	サポート資金【協調支援】(略称「環 協調」)
(2) 融資対象	以下のいずれかに該当する中小企業者 ① 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
(3) 資金用途	事業資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.8%
	3年超5年以内 年1.9%
	5年超7年以内 年2.0%
	7年超10年以内 年2.1%
(6) 金利区分	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、資金用途に設備資金を含む場合は据置3年以内の分割返済
(9) 保証制度	協調支援型特別保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	① 申込人資格要件申告書兼誓約書 (②融資対象②のみ) ② 経営行動計画書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) その他	取扱期間については国の協調支援型特別保証制度要綱の定めのとおりとする

2 本制度は、国の全国統一制度である協調支援型特別保証を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、第1項(2)融資対象②で規定する融資を実行した金融機関は、計画の実行状況の管理等を行うこと。

(サポート資金【モニタリング強化】)

第10 サポート資金【モニタリング強化】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	サポート資金【モニタリング強化】(略称「環 モニ」)
(2) 融資対象	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.8%
	3年超5年以内 年1.9%
	5年超7年以内 年2.0%
	7年超10年以内 年2.1%
(6) 金利区分	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、資金使途に設備資金を含む場合は据置3年以内の分割返済
(9) 保証制度	モニタリング強化型特別保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) その他	取扱期間については国のモニタリング強化型特別保証制度要綱の定めのとおりとする

2 本制度は、国の全国統一制度であるモニタリング強化型特別保証を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、モニタリング報告の管理等を行うこと。

(災害対応資金【短期】)

第11 災害対応資金【短期】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	災害対応資金【短期】(略称「環 災 短」)
(2) 融資対象	自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けている中小企業者
(3) 資金使途	事業の再開に必要な事業資金 ※他の資金の借り換えには利用不可
(4) 融資限度額	8,000 万円
(5) 融資期間・利率	1 年以内 年 1.4%
(6) 金利区分	特別金利 5
(7) 貸付方法	証書貸付、手形貸付
(8) 返済方法	分割返済又は一括返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	市町村長の発行する被災証明書等
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) その他	被災証明書等に記載のある災害発生日から半年以内に保証協会が申込みを受付することを要する

(災害対応資金【長期】)

第12 災害対応資金【長期】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	災害対応資金【長期】(略称「環 災 長」)
(2) 融資対象	自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けている中小企業者
(3) 資金使途	事業の再開に必要な事業資金 ※他の資金の借り換えには利用不可
(4) 融資限度額	2 億 8,000 万円
(5) 融資期間・利率	1 年超 3 年以内 年 1.7%
	3 年超 5 年以内 年 1.8%
	5 年超 7 年以内 年 1.9%
	7 年超 10 年以内 年 2.0%
(6) 金利区分	特別金利 3
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置 1 年以内の分割返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	市町村長の発行する被災証明書等
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) その他	被災証明書等に記載のある災害発生日から半年以内に保証協会が申込みを受付することを要する

(災害対応資金【大規模災害】)

第13 災害対応資金【大規模災害】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	災害対応資金【大規模災害】(略称「環 災 大」)	
(2) 融資対象	信用保険法第2条第5項第4号に規定する認定を受けている特定中小企業者	以下の要件を備える「被災中小企業者」であること。 ① 激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域(被災地域)内に事業所を有する者 ② 激甚災害により直接被害を受けた者
(3) 資金使途	経営の安定に必要な事業資金 ※他の資金の借り換えには利用不可	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)による「激甚災害」としての指定又は激甚災害法第12条の措置適用の指定を受けた災害により被害を受けた中小企業者の事業の再建に必要な資金 ※他の資金の借り換えには利用不可
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.6%	
	3年超5年以内 年1.7%	
	5年超7年以内 年1.8%	
	7年超10年以内 年1.9%	
(6) 金利区分	特別金利4	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営安定関連保証【別枠保証】	災害関係保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象外	
(11) 必要書類	市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書	市町村長の発行する罹災証明書等
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) その他	当該災害に係る保険法第2条第5項第4号の指定期間内に保証協会が申込みを受付することを要する	災害関係保証の適用期限内に融資実行することを要する

2 前項(2)融資対象の「被災中小企業者」の要件については、以下のとおりとする。

- (1) 事業所が上記の被災地域外にあるときは、この要件を満たしているものとはならない。
また、事業所とは、主たる事業所のみならず、支店、工場、作業所、倉庫等を含むものであることから、主たる事業所が被災地域外にあっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えない。
- (2) 被災地に事業所を有する中小企業者であって、その事業所は直接被災していないが、自己の商品の保管委託中の倉庫が被災したため、その商品等が被害を受けた場合には、この要件を満たす。

(パワーアップ資金【設備投資促進枠】)

第14 パワーアップ資金【設備投資促進枠】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【設備投資促進枠】(略称「環 設」)
(2) 融資対象	事業上の設備投資を行う中小企業者
(3) 資金使途	事業上の設備資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.6%以内
	3年超5年以内 年1.7%以内
	5年超7年以内 年1.8%以内
	7年超10年以内 年1.9%以内
(6) 金利区分	特別金利4
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	計画書(様式2号)
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

(パワーアップ資金【補助金つなぎ】)

第15 パワーアップ資金【補助金つなぎ】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【補助金つなぎ】(略称「環 補助」)
(2) 融資対象	国、地方自治体、独立行政法人、特殊法人、公益法人等の公的な機関から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者
(3) 資金使途	交付決定を受けた補助金のつなぎ資金として必要な事業資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円(補助金の交付決定額を上限とする)
(5) 融資期間・利率	2年以内 年1.4%以内
(6) 金利区分	特別金利6
(7) 貸付方法	手形貸付又は証書貸付
(8) 返済方法	一括返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	計画書(様式3号)
(12) 申込受付機関	取扱金融機関(補助金の振込先となっている店舗に限る)

(パワーアップ資金【経営革新計画】)

第16 パワーアップ資金【経営革新計画】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【経営革新計画】(略称「環企新」)
(2) 融資対象	中小企業等経営強化法(以下「経営強化法」という。)第14条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小企業者 ただし、経営強化法第22条第1項に規定する特定事業者は中小企業者とみなす
(3) 資金使途	経営強化法第14条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた経営革新計画の実施に必要な事業資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.7%以内
	3年超5年以内 年1.8%以内
	5年超7年以内 年1.9%以内
	7年超10年以内 年2.0%以内 ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利3
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	経営革新関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	経営強化法第14条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた申請書及び計画書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

(パワーアップ資金【海外展開】)

第17 パワーアップ資金【海外展開】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【海外展開】(略称「環海」)
(2) 融資対象	海外展開に係る事業を行い、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者 ただし、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く
(3) 資金使途	海外展開に必要な以下の事業資金(県外の事業資金も対象とする) ① 出資割合が10%以上となる場合(100%出資の子会社の出資と合算して10%となる場合を含む。)における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に要する資金 ② 出資割合が10%以上である外国法人(100%出資の子会社の出資と合算して10%以上であるものを含む。)の発行に係る証券等(株式、出資の持分、社債又は利札)の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付けに要する資金 ③ 下記の永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等(株式、出資の持分、社債又は利札)の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付けに要する資金 ア 役員の派遣 イ 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買 ウ 重要な製造技術の提供 ④ 外国における支店、工場等の設置又は拡張に要する資金 ⑤ 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に充てるための資金 ⑥ 海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金
(4) 融資限度額	2億円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.7%以内 ----- 3年超5年以内 年1.8%以内 ----- 5年超7年以内 年1.9%以内 ----- 7年超10年以内 年2.0%以内 ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利3
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	海外投資関係保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	資金使途に対応した下記のいずれかの計画書 ① 外国法人発行の証券等の取得に係る資金 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書 ② 外国法人に対する金銭の貸付けに係る資金 海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書 ③ 外国における支店等の設置又は拡張に係る資金 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書 ④ 上記以外の資金 海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

(パワーアップ資金【地域未来投資】)

第18 パワーアップ資金【地域未来投資】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【地域未来投資】(略称「環 未来」)	
(2) 融資対象	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引計画を主務大臣又は知事から承認を受けている中小企業者	以下の①から③のいずれにも該当するもの なお、①ウについては申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要 ① 地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引計画(以下のアからウまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)を主務大臣又は知事から承認を受けている中小企業者 ア 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称 イ 事業承継等の内容及び実施時期 ウ 承認申請日の直前の決算において以下の要件を満たすこと (ア) 資産超過であること (イ) EBITDA 有利子負債倍率(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)が10倍以内であること ② 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること ③ 申込日において、返済緩和している借入金がないこと
(3) 資金使途	地域未来投資促進法第13条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施に必要な事業資金	
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.7%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超7年以内 年1.9%以内 7年超10年以内 年2.0%以内 ※資金使途は設備資金に限る 10年超13年以内 年2.1%以内 ※資金使途は設備資金に限る 13年超15年以内 年2.2%以内 ※資金使途は設備資金に限る	
(6) 金利区分	特別金利3	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	地域経済牽引事業関連保証【別枠保証】	特例地域経済牽引事業関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類	① 承認地域経済牽引事業計画に係る通知書の写し ② 承認地域経済牽引事業計画に係る承認申請書(変更の承認があったときは、変更後のものを含む。)の写し ③ 承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業を実施していることを確認した旨の通知	④ 財務要件等確認書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) 連帯保証	法人代表者の連帯保証を徴求しない	

2 前項(2)融資対象については、地域未来投資促進法第19条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者は中小企業者とみなす。

(パワーアップ資金【防災】)

第19 パワーアップ資金【防災】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【防災】(略称「環 防」)
(2) 融資対象	中小企業の事業活動の継続に資するための経営強化法等の一部を改正する法律(以下「中小企業強靱化法」という。)に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者
(3) 資金使途	中小企業強靱化法に基づく主務大臣の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.7%以内
	3年超5年以内 年1.8%以内
	5年超7年以内 年1.9%以内
	7年超10年以内 年2.0%以内 ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利3
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	事業継続力強化関連保証【別枠保証】又は連携事業継続力強化関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	以下のいずれか ① 認定を受けた事業継続力強化計画に係る認定申請書(変更の認定を受けたときは、変更後のものを含む。)の写し ② 認定を受けた連携事業継続力強化計画に係る認定申請書(変更の認定を受けたときは、変更後のものを含む。)の写し
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

(パワーアップ資金【施策推進枠】)

第20 パワーアップ資金【施策推進枠】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【施策推進枠】(略称「環 施策」)
(2) 融資対象	<p>① 商店街 「商店街地域未来プロジェクトⅡ期」に参加している中小企業者</p> <p>② 休み方改革 県から「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定(認定区分がシルバー又はゴールドに限る。)又は「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている中小企業者</p> <p>③ あいち女性輝きカンパニー 県から「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けている中小企業者</p> <p>④ 健康経営 県から「愛知県健康経営推進企業」の認証を受けている中小企業者</p> <p>⑤ カーボンニュートラル 環境負荷低減設備等を導入し、カーボンニュートラルの実現に取り組む中小企業者</p>
(3) 資金使途	<p>①から④：事業資金</p> <p>⑤：環境負荷低減設備を導入するために必要な事業資金</p>
(4) 融資限度額	8,000万円
(5) 融資期間・利率	<p>1年以内 年1.7%以内</p> <p>1年超3年以内 年1.8%以内</p> <p>3年超5年以内 年1.9%以内</p> <p>5年超7年以内 年2.0%以内</p> <p>7年超10年以内 年2.1%以内 ※資金使途は設備資金に限る</p>
(6) 金利区分	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引 ただし、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引は融資期間1年以内に限る
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済も認める
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	<p>① 商店街：「商店街地域未来プロジェクトⅡ期」に参加している証明を受けた証明申請書(愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金【施策推進枠】(商店街))融資制度に係る証明申請書)</p> <p>② 休み方改革：以下のいずれかの書類 ア 「愛知県休み方改革マイスター企業」認定の証明書 イ 「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録証</p> <p>③ あいち女性輝きカンパニー：「あいち女性輝きカンパニー」認定書</p> <p>④ 健康経営：「愛知県健康経営推進企業」の登録証明書</p> <p>⑤ カーボンニュートラル：計画書(様式4号)</p>
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

2 前項(11)必要書類①の証明申請書は、商業流通課に証明を受けること。

3 前1項(2)融資対象⑤及び(3)資金使途⑤の環境負荷低減設備は、以下の設備等とする。

項目	概要	対象となる主な設備
省エネルギーを促進するための設備	<p>エネルギーの使用を削減する設備。 なお、エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど） ②上記燃料を熱源とした熱 ③上記燃料を起源とする電気</p>	<p>○燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど）の使用を削減する設備 ○上記燃料を熱源とした熱の使用を削減する設備 ○上記燃料を起源とする電気の使用を削減する設備</p>
新エネルギーを促進するための設備	<p>新エネルギーを利用する設備。 なお、新エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー利用、水力発電など ②革新的なエネルギー高度利用技術（天然ガスコージェネレーション、燃料電池）</p>	<p>○新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用など）を熱源とした熱を利用する設備 ○新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）を起源として発電する設備 ○革新的なエネルギー高度利用技術を利用する設備</p>
廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備	<p>廃棄物等のリサイクル（再生利用、材料・製品の再資源化、燃料化）に資する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①廃棄物等を回収、保管する設備 ②リサイクルのための処理を行う設備 ③その他、廃棄物等のリサイクルに資する設備</p>	<p>○廃石膏リサイクル設備 ○ごみ固形化設備(RPF、木質ペレット製造設備) ○生ごみ堆肥化設備 ○建設汚泥リサイクル設備 ○廃プラスチック洗浄設備</p>
廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備	<p>廃棄物又は排水を削減する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①製品を製造する工程で生じた廃棄物又は排水を自社内で減量化・減容化するための設備 ②他の企業から処理を請け負った廃棄物を再利用するなどして減量化・減容化するための設備</p>	<p>○廃プラスチック減容化設備 ○生ごみからのガス発電設備 ○排水再利用整備 ○油水分離設備 ○工場廃液処理設備</p>
環境負荷低減型製品（エコ商品）を製造するための設備	<p>エコ商品を製造するための設備。 なお、エコ商品とは、以下のものをいう。</p> <p>①自然を破壊しない環境保護を目的とした商品 ②環境に悪影響を及ぼさない素材を使用した商品 ③リサイクルしやすい商品 ④廃棄しても環境汚染しない商品 ⑤ライフサイクルで省エネ・省資源が達成されている商品</p>	<p>○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律）に対応した製品を製造する設備 ○エコポイント制度の基準を満たすテレビ、エアコン等を製造する設備 ○あいちリサイクル資材評価制度に基づき公共事業で率先利用することが認定された製品（あいくる制度適合製品）を製造する設備</p>

（パワーアップ資金【金融機関提案型】）

第21 パワーアップ資金【金融機関提案型】の融資条件は、別に定める。

(創業等支援資金【創業】)

第22 創業等支援資金【創業】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	創業等支援資金【創業】(略称「環創」)
(2) 融資対象	以下のいずれかに該当するもの ① 以下いずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 1か月以内に新たに個人で事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人 ウ 自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、新たな会社が事業を開始する具体的計画を有する、中小企業者である会社 ② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ウ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ③ 産競法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの
(3) 資金使途	開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない
(4) 融資限度額	3,500万円
(5) 融資期間・利率	3年以内 年1.4% ----- 3年超5年以内 年1.5% ----- 5年超7年以内 年1.6% ----- 7年超10年以内 年1.7%
(6) 金利区分	特別金利6
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 資金使途に設備資金を含む場合の据置期間は以下のとおりとする ・3年超7年以内：据置2年以内 ・7年超10年以内：据置3年以内
(9) 保証制度	創業関連保証
(10) 責任共有制度	対象外
(11) 必要書類	((2)融資対象①のみ) ① 創業・再挑戦計画書 ((2)融資対象②③のみ) ② 会社が申込人のときは、商業登記簿謄本及び定款の写し ③ 個人が申込人のときは、開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料 (認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ) ④ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し (金利優遇措置を受ける場合のみ) ⑤ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である証明を受けた証明申請書(愛知県経済環境適応資金(創業等支援資金)融資制度に係る証明申請書)
(12) 申込受付機関	以下のいずれかとする。 ① 取扱金融機関 ② 保証協会

(13) 金利優遇措置

県が行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げする

(創業等支援資金【再挑戦】)

第23 創業等支援資金【再挑戦】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	創業等支援資金【再挑戦】(略称「環創再」)
(2) 融資対象	以下の①から③のいずれかに該当するものであって、かつ、④又は⑤の要件を満たし、事業の廃止又は解散の日から5年を経過する日前に申込みを行ったもの ① 以下いずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 1か月以内に新たに個人で事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人 ② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ③ 産競法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの ④ ①ア、①イ、②アに該当する場合は、以下のいずれかの要件 ア 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの イ 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの ⑤ ②イ、③に該当する場合は、以下のいずれかの要件 ア 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの イ 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの
(3) 資金使途	開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない
(4) 融資限度額	3,500万円
(5) 融資期間・利率	3年以内 年1.4% ----- 3年超5年以内 年1.5% ----- 5年超7年以内 年1.6% ----- 7年超10年以内 年1.7%
(6) 金利区分	特別金利6
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 資金使途に設備資金を含む場合の据置期間は以下のとおりとする ・3年超7年以内：据置2年以内 ・7年超10年以内：据置3年以内
(9) 保証制度	再挑戦支援保証
(10) 責任共有制度	対象外

(11) 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 資格要件申告書 (2)融資対象①のみ) ② 創業・再挑戦計画書 (2)融資対象②③のみ) ③ 会社が申込人のときは、商業登記簿謄本及び定款の写し ④ 個人が申込人のときは、開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料 (認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ) ⑤ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し (金利優遇措置を受ける場合のみ) ⑥ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である証明を受けた証明申請書 (愛知県経済環境適応資金 (創業等支援資金) 融資制度に係る証明申請書)
(12) 申込受付機関	<p>以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取扱金融機関 ② 保証協会
(13) 金利優遇措置	<p>県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げする</p>

(創業等支援資金【経営者保証免除】)

第24 創業等支援資金【経営者保証免除】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	創業等支援資金【経営者保証免除】(略称「環創SSS」)
(2) 融資対象	以下のいずれかに該当するもの ① 以下いずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、新たな会社が事業を開始する具体的計画を有する、中小企業者である会社 ② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの イ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ③ 産競法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの
(3) 資金使途	開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない
(4) 融資限度額	3,500万円
(5) 融資期間・利率	3年以内 年1.4% ----- 3年超5年以内 年1.5% ----- 5年超7年以内 年1.6% ----- 7年超10年以内 年1.7%
(6) 金利区分	特別金利6
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 申込金融機関において本保証付き融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする
(9) 保証制度	スタートアップ創出促進保証
(10) 責任共有制度	対象外
(11) 必要書類	① 創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用) ((2)融資対象②③のみ) ② 商業登記簿謄本及び定款の写し (認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ) ③ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し (金利優遇措置を受ける場合のみ) ④ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である証明を受けた証明申請書(愛知県経済環境適応資金(創業等支援資金)融資制度に係る証明申請書)
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) 金利優遇措置	県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げする
(14) 連帯保証	連帯保証は不要とする

(創業等支援資金の融資条件等)

第25 第21から第23の創業等支援資金の(2)融資対象については、以下のとおりとする。

- (1) 「1か月以内」については、産競法第2条第31項第1号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6か月以内」とする。
- (2) 「2か月以内」については産競法第2条第31項第3号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6か月以内」とする。
- (3) 「事業を営んでいない個人」とは、融資申込日に事業を営んでない者をいい、法人の代表権のある役員は該当しない。
- (4) 「事業を開始した日」とは、法人は設立登記年月日とし、個人事業主は所得税法第229条の「開業等の届出」を税務署長に提出した開業日とする。

2 第21から第23の創業等支援資金の(13)金利優遇措置を受ける場合は、スタートアップ推進課から証明を受けること。

3 第22の創業等支援資金【再挑戦】の(2)融資対象に規定する「事業の廃止又は解散の日」については、以下のとおりとする。

- (1) 事業の廃止は、個人事業主の廃業のこととし、廃業届や税務申告書の控え等で確認できる廃止の日とする。なお、破産免責を受けたもので廃止日が確認できない場合は、破産手続き開始日とする。
- (2) 解散は、会社の解散のこととし、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を基準とする。

4 第23の創業等支援資金【経営者保証免除】の保証申込受付時点において、税務申告1期末終了の創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。

5 創業等支援資金の融資対象者であつて、保証協会と株式会社日本政策金融公庫との連携により、協調融資の決定に至った場合においては、創業等支援資金（協調推進枠）として整理することとする。

(再生資金【再生】)

第26 再生資金【再生】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名・略称	再生資金【再生】	
	(通常型) 略称「環再サ」	(経営改善・再生支援強化型) 略称「環再経再」
(2) 融資対象	事業再生計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う産競法第2条第23項に規定する中小企業者	資材高騰や物価高、人手不足等の影響により業況が悪化する中、事業再生計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う産競法第2条第23項に規定する中小企業者
(3) 資金使途	事業再生計画の実施に必要な事業資金	
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超10年以内 年2.1%	
	10年超13年以内 年2.2%	
	13年超15年以内 年2.3%	
(6) 金利区分	特別金利2	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	据置3年以内の分割返済
(9) 保証制度	事業再生計画実施関連保証【別枠保証】	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象 ただし、責任共有対象外の既往借入金等を残額の範囲内で借換する場合は対象外	
(11) 必要書類	事業再生計画	① 事業再生計画 （経営者保証免除対応を適用する場合） ② 経営者保証免除対応確認書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) 連帯保証	経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない	
(14) その他	取扱期間については国の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱の定めのとおりとする	

2 前項(2)融資対象及び(3)資金使途で規定する計画は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 産競法第134条に規定する認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置されている株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置されている株式会社東日本大震災事業者再

生支援機構が支援決定を行った事業再生計画

- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 15 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
- (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- (12) 経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

3 前 1 項(11)必要書類で規定する事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれていること。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

4 本制度は、国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証及び事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、計画の実行状況の管理等を行うこと。

(事業承継資金【経営承継】)

第27 事業承継資金【経営承継】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名・略称	事業承継資金【経営承継】	
	略称「環承経」	略称「環承経準」
(2) 融資対象	事業承継を実施した以下のいずれかに該当する中小企業者 ① 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定を受けた会社 ② 経営承継円滑化法第12条第1項第2号イに基づく知事の認定を受けた個人	事業活動に支障が生じている他の中小企業者から経営の承継を受ける以下いずれかに該当する中小企業者 ① 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロに基づく知事の認定を受けた会社 ② 経営承継円滑化法第12条第1項第2号ロに基づく知事の認定を受けた個人 ③ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けた会社
(3) 資金使途	知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金 ① 議決権株式の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき資金 ⑤ 運転資金	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下のものを取得するために必要な資金 ① 他の中小企業者が有する事業用資産等 ② 他の中小企業者である会社の株式等(取得後に総株主の議決権の過半数を有すること)
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.7%以内	
	3年超5年以内 年1.8%以内	
	5年超7年以内 年1.9%以内	
	7年超10年以内 年2.0%以内	
(6) 金利区分	特別金利3	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営承継関連保証【別枠保証】	経営承継準備関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類	① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し ② 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けている場合は、財産要件確認書(金利優遇措置を受ける場合のみ) ③ 証明申請書(様式5号)	
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) 金利優遇措置	愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた者については、上記金利から0.2%引下げする	
(14) 連帯保証	原則として法人代表者又は他の中小企業者(会社に限る)以外の連帯保証は要しない ただし、経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けている場合は、連帯保証を徴求しないものとする	
(15) その他	認定を受けた日の翌日から1年を経過する日までに、保証協会が申込みを受付することを要する	

- 2 前項(2)融資対象で規定する経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定により申込する会社である中小企業者は、以下のいずれかに該当することを要件とする。
- (1) 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。
 - (2) 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。
 - (3) 当該申込人の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している）こと。
 - (4) 仕入先（当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
 - (5) 取引先金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入融資限度額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入融資限度額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）との取引に係る支障が生じたこと。
 - (6) その他諸費用が生じたこと。
- 3 第1項(2)融資対象で規定する経営承継円滑化法第12条第1項第2号イに基づく知事の認定により申込する個人である中小企業者は、以下のいずれかに該当することを要件とする。
- (1) 当該中小企業者以外が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。
 - (2) 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
 - (3) 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している）こと。
 - (4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
 - (5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
 - (6) 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。
 - ① 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割
 - ② 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額
 - (7) その他諸費用が生じたこと
- 4 第1項(2)融資対象で規定する経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定により申込する場合は、以下の要件を満たすものとする。
- (1) 申込日直前の決算において資産超過であること
 - (2) 申込み直前の決算においてEBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること
 - (3) 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること
 - (4) 申込日において、返済緩和している借入金がないこと
- 5 第1項(13)金利優遇措置を受ける場合は、証明申請書（様式5号）を愛知県事業承継ネットワークの構成機関等に提出し、計画が当該構成機関等の支援を受けて作成されたものである旨の証明を受けたうえで名古屋商工会議所に提出し、当該構成機関等が愛知県事業承継ネットワークの構成機関等である旨の証明を受けなければならない。

(事業承継資金【特定経営承継】)

第28 事業承継資金【特定経営承継】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名・略称	事業承継資金【特定経営承継】	
	略称「環承経特」	略称「環承経特準」
(2) 融資対象	事業承継を実施した経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者個人	経営承継円滑化法第12条第1項第3号に基づく知事の認定を受けた事業を営んでいない個人
(3) 資金使途	知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金 ① 認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得するための資金 ② 認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき資金 ⑤ 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下のものを取得するために必要な資金 ① 他の中小企業者が有する事業用資産等 ② 他の中小企業者である会社の株式等（取得後に総株主の議決権の過半数を有すること）
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.7%以内	
	3年超5年以内 年1.8%以内	
	5年超7年以内 年1.9%以内	
	7年超10年以内 年2.0%以内	
(6) 金利区分	特別金利3	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	特定経営承継関連保証【別枠保証】	特定経営承継準備関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類	① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し（金利優遇措置を受ける場合のみ） ② 証明申請書（様式5号）	
(12) 申込受付機関	主たる取引関係を有する取扱金融機関	取扱金融機関
(13) 金利優遇措置	愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた者については、上記金利から0.2%引下げする	
(14) 連帯保証	原則として認定中小企業者以外の連帯保証は要しない	原則として法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る）以外の連帯保証は要しない
(15) その他	認定を受けた日の翌日から1年を経過する日までに、保証協会が申込みを受付することを要する	

- 2 前項(2)融資対象で規定する代表者個人は、以下に該当することを要件とする。
- (1) 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。
 - (2) 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
 - (3) 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
 - (4) 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと
 - (5) 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。
 - (6) その他諸費用が生じたこと。
- 3 第1項(12)申込受付機関で規定する「主たる取引関係を有する取扱金融機関」とは、原則として、申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している者として申込者が認識する金融機関を指す。
- 4 第1項(13)金利優遇措置を受ける場合は、証明申請書(様式5号)を愛知県事業承継ネットワークの構成機関等に提出し、計画が当該構成機関等の支援を受けて作成されたものである旨の証明を受けたうえで名古屋商工会議所に提出し、当該構成機関等が愛知県事業承継ネットワークの構成機関等である旨の証明を受けなければならない。

(事業承継資金【経営承継借換】)

第29 事業承継資金【経営承継借換】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	事業承継資金【経営承継借換】(略称「環 承 借換」)
(2) 融資対象	経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに基づく知事の認定を受けた会社である中小企業者
(3) 資金使途	認定を受けた中小企業の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの)
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.5%以内
	3年超5年以内 年1.6%以内
	5年超7年以内 年1.7%以内
	7年超10年以内 年1.8%以内
(6) 金利区分	特別金利5
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	経営承継借換関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し ② 財務要件確認書 ③ 借換債務等確認書
(12) 申込受付機関	申込者が融資取引のある取扱金融機関
(13) 連帯保証	連帯保証は不要とする

2 前項(2)融資対象としている経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに基づく知事の認定により申込する場合は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 申込日直前の決算において資産超過であること
- (2) 申込み直前の決算において EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること
- (3) 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること
- (4) 申込日において、返済緩和している借入金がないこと

(事業承継資金【事業承継特別】)

第30 事業承継資金【事業承継特別】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名(略称)	事業承継資金【事業承継特別】(略称「環承特」)
(2) 融資対象	以下の①又は②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ① 保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③ 次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。なお、アからウまでについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 ア 資産超過であること イ EBI TDA有利子負債倍率(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと
(3) 資金使途	以下の事業資金 【融資対象①に該当する中小企業者】 経営の承継に必要な事業資金及び個人保証付き既往借入金の返済資金 【融資対象②に該当する中小企業者】 事業承継前に借入した個人保証付き既往借入金の返済資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.5%以内 ----- 3年超5年以内 年1.6%以内 ----- 5年超7年以内 年1.7%以内 ----- 7年超10年以内 年1.8%以内
(6) 金利区分	特別金利5
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	① 事業承継計画書 ② 財務要件確認書 (資金使途が返済資金の場合) ③ 借換債務等確認書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) 連帯保証	連帯保証は不要とする

2 本制度を既に利用している中小企業者は、前項(2)融資対象に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込を行うものに限る。

(その他)

第 31 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、改正後の第 23 第 1 項(11)、(12)及び第 25 から第 29 までの第 1 項(5)の規定は令和 6 年 4 月 1 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 24 日に改正し、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、改正後の第 7 第 2 項の規定は令和 7 年 6 月 13 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【経済対策特別】売上高減少要件確認書

住 所

法 人 名

代表者名
又は氏名

私は、経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】を利用するにあたり、要件を満たしていることを宣誓します。

＜売上高減少要件＞

「最近1か月間の売上高」が「前年同月の売上高」と比較して減少している

最近1か月間の売上高の減少率 $(B-A) / B \times 100$ 減少率 %

	A：最近1か月間の売上高 ※1		B：前年同月の売上高 ※2	
年 月	年	月	年	月
売上高	円		円	

※1 「最近1か月」は申込日の属する月の前月から当該月の前年同月までのうち、いずれかの月とその売上高を記入してください

※2 「前年同月」はAの前年同月（最も遡った場合は申込日の属する月の前月の前々年同月）とその売上高を記入してください

(注) 1 売上高は、決算書、試算表、売上台帳等の資料に基づき正確に記入してください

2 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合があります

3 %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記入してください

(金融機関使用欄)

申込金融機関として、申込人が上記要件を満たしていることを確認しました。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

【経済対策特別】 利益率減少要件確認書

住 所

法 人 名

代表者名
又は氏名

私は、経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】を利用するにあたり、要件を満たしていることを宣誓します。

<利益率減少要件>

利益率（以下「利益率」という。）が減少している
 利益率の減少率（ $(B-A)/B$ （絶対値） $\times 100$ ） 減少率 %

次のいずれかにチェックのうえ、必要事項を記入してください

「最近1か月の利益率」が「前年同月の利益率」と比較して減少している

	A：最近1か月間の利益率 ※1		B：前年同月の利益率 ※2	
年 月	年	月	年	月
利益率	%		%	

「最近1か月の利益率」が「直近決算の利益率」と比較して減少している

	A：最近1か月間の利益率 ※1		B：直近決算の利益率	
年 月	年	月	年	月期
利益率	%		%	

「直近決算の利益率」が「直近決算前期の利益率」と比較して減少している

	A：直近決算の利益率		B：直近決算前期の利益率	
年 月	年	月期	年	月期
利益率	%		%	

※1 「最近1か月」は申込日の属する月の前月から当該月の前年同月までのうち、いずれかの月とその利益率を記入してください

※2 「前年同月」はAの前年同月（最も遡った場合は申込日の属する月の前月の前々年同月）とその利益率を記入してください

- (注) 1 利益率は、決算書、試算表等の資料に基づき正確に記入してください
 2 売上高総利益率は「売上高総利益÷売上高 $\times 100$ 」、売上高営業利益率は「営業利益÷売上高 $\times 100$ 」で算出してください
 3 直近決算とは、申込日の時点で申告期限が到来している最新の決算期とします
 ただし「最近1か月」と「直近決算」を比較する場合は、「最近1か月」から遡った直近の決算とします
 4 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合があります
 5 %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記入してください

(金融機関使用欄)

申込金融機関として、申込人が上記要件を満たしていることを確認しました。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

【設備投資促進枠】設備投資計画書

住 所

法 人 名

代表者名
又は氏名

経済環境適応資金パワーアップ資金【設備投資促進枠】の申込みのため、次のとおり計画書を提出します。

1 本制度の借入による資金使途（該当するものに「○」印を記入（複数選択可））

<input type="checkbox"/>	設備の新設・増強
<input type="checkbox"/>	既存設備等の更新
<input type="checkbox"/>	既存設備等の改良又は補修
<input type="checkbox"/>	その他 ()

2 当該設備の内容（別紙でも可）

3 設備導入による事業効果（別紙でも可）

4 資金計画

（単位：千円）

	自己資金	本制度借入金	その他 ()	計
設備資金				
運転資金				
計				

<添付書類>

- ・当該設備等の見積書
- ・（必要に応じて）当該設備のパフレット、図面等

（金融機関使用欄）

本計画書が申込者の意思に基づいて正しく記載されていることを確認しました。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

【補助金つなぎ】計画書

住 所

法 人 名

代表者名
又は氏名

経済環境適応資金パワーアップ資金【補助金つなぎ】の申込みのため、次のとおり計画書を提出します。

1 補助金交付機関

--

2 補助金交付概要

補助金名称			
交付予定金額			円
交付予定時期	年	月	

3 補助金の振込先金融機関

	銀行	支店
--	----	----

<添付書類>

- ・補助金交付申請書（写し）
- ・補助金交付決定通知書（写し）
- ・（必要に応じて）補助事業内容が分かる書類等

※電子申請の場合は上記に代わるもの（画面印刷したもの等）を添付すること

（金融機関使用欄）

本計画書が申込者の意思に基づいて正しく記載されていることを確認しました。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

【施策推進枠】（カーボンニュートラル）計画書

住 所

法 人 名

代表者名

又は氏名

経済環境適応資金パワーアップ資金【施策推進枠】（カーボンニュートラル）の申込みのため、次のとおり計画書を提出します。

1 本制度の借入による資金使途（該当するものに「○」印を記入（複数選択可））

<input type="checkbox"/>	省エネルギーを促進するための設備の導入
<input type="checkbox"/>	新エネルギーを促進するための設備の導入
<input type="checkbox"/>	廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備の導入
<input type="checkbox"/>	廃棄物又は排水量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備の導入
<input type="checkbox"/>	環境負荷低減製品（エコ商品）を製造する設備の導入

2 導入する環境負荷低減設備の内容（別紙でも可）

--

3 設備導入による事業効果（別紙でも可）

--

4 資金計画

（単位：千円）

	自己資金	本制度借入金	その他（ <input type="text"/> ）	計
設備資金				
運転資金				
計				

<添付書類>

- ・ 導入する環境負荷低減設備の見積書
- ・ （必要に応じて）当該設備のパフレット、図面等

（金融機関使用欄）

本計画書が申込者の意思に基づいて正しく記載されていることを確認しました。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

経済環境適応資金 事業承継資金 証明申請書

年 月 日

名古屋商工会議所 会頭 殿

(申請者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

経済環境適応資金 事業承継資金 を利用したいので、次の構成機関等が、愛知県事業承継ネットワークの構成機関等であることを証明してください。

構成機関等 _____

愛知県事業承継ネットワークの構成機関等として、上記申請者の計画の策定及び計画の実行を支援していることを証明します。

年 月 日

(構成機関等)
住 所
構成機関名
代表者氏名

㊞

上記構成機関等が、愛知県事業承継ネットワークの構成機関等であることを証明します。
なお、本証明は融資の実行を保証するものではありません。

年 月 日

名古屋商工会議所 会頭

㊞

経済環境適応資金 制度細則

(目 的)

第1 この細則は、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）及び経済環境適応資金制度要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、制度の運用に必要な事項を定める。

(融資制度利用者に対する期中管理)

第2 取扱金融機関は、以下の融資制度の利用者に対して融資実行後に期中管理を行わなければならない。

- (1) サポート資金【経営改善借換】
- (2) パワーアップ資金【補助金つなぎ】

2 サポート資金【経営改善借換】

中小企業者から計画の実行及び進捗の報告を受けた取扱金融機関は、以下のとおり対応すること。

- (1) 取扱金融機関は当該中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとし、当該中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うこと。
- (2) 取扱金融機関は、原則として年1回、当該中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、当該中小企業者の計画の実行状況とともに、取扱金融機関の経営支援状況を報告しなければならない。報告は、事業年度終了後4か月以内に行うこととし、保証申込日の属する事業年度及び事業計画期間内の保証期間中は継続すること。ただし、事業年度終了の日の3か月より前に保証期間が終了する場合は保証期間終了後4か月以内に報告を行うこととする。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を提出するものとする。
- (3) 取扱金融機関は当該中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、当該中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うこと。

3 パワーアップ資金【補助金つなぎ】

取扱金融機関は、以下のとおり対応すること。

- (1) 補助金が融資期間内に交付される場合、取扱金融機関は、補助金の交付を確認のうえ、直ちに当該中小企業者に対し、繰上償還の措置を講じるものとする。なお、補助金が分割交付される場合で、かつ、補助金交付額が融資金額を下回る場合は、補助金交付額を繰上償還額とする。
- (2) 融資実行後に補助金の交付決定が取り消された場合、当該中小企業者は、取扱金融機関に直ちにその旨を報告しなければならない。また、報告を受けた取扱金融機関は、速やかに繰上償還の措置を講じるものとする。

(その他)

第3 この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

経済環境適応資金 パワーアップ資金 金融機関提案型 制度細則

(目 的)

第1 この細則は、取扱金融機関と県との連携を一層強め、成長分野への進出、地方創生に係る取組み又は企業力の強化などにチャレンジする県内中小企業を積極的に支援し、地域経済のより一層の活性化を図ること目的として、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）及び経済環境適応資金制度要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、制度の運用に必要な事項を定める。

(定 義)

- 第2 「金融機関提案型」は、中小企業が抱える多様な経営課題や、県の施策課題の解決に資する融資メニューとする。
- 2 融資メニューの創設は、金融機関からの企画提案によるものとし、要綱及び要領の要件を満たすものとする。
- 3 「金融機関提案型」は、企画提案を行う金融機関（以下、「提案者」という。）と県が協調して運用する制度とする。
- 4 融資メニューは施策課題に対応するものとし、以下の区分のいずれかとする。

施策課題区分	具体例
(1) 成長分野の育成	次世代自動車、水素インフラ、航空宇宙、ロボット、健康長寿、環境・新エネルギー等の分野の育成 等
(2) 地方創生に資する産業の振興	地域産業の活性化、商店街の振興、観光の促進、介護・地域医療の充実 等
(3) 企業力の強化及び創業の支援	AI・IoT等の導入促進、新規事業への展開、販路の開拓、海外への展開、研究開発・技術開発の取組み、企業防災力の強化、脱炭素化への取組、創業の支援 等

(制度の種類)

第3 金融機関提案型は以下の2種類とする。

(1) 一般タイプ

提案者の独自のノウハウや創意工夫などを活かした施策課題に対応した融資メニュー

(2) 併用タイプ

一般タイプの要件に加え、以下の条件を全て満たす融資メニュー

ア 保証協会の信用保証付き融資（以下、「保証付き融資」という。）金額の60%以上の金額で、期間及び利率等その他の融資条件について、保証付き融資と同条件の信用保証無し融資（以下、「プロパー融資」という。）を同時に融資実行すること。

イ 保証人の取扱いは、保証付き融資とプロパー融資は同条件とし、事業承継時においても、原則として旧代表者と新代表者を二重に徴求しないこと。

ウ 返済金は、保証付き融資及びプロパー融資を同等に取扱うこと。

エ 担保を徴求する場合は、保証付き融資とプロパー融資を同順位とすること。

2 本制度による融資は、別表1のとおりとする。

(融資条件)

第4 【金融機関提案型】の融資条件は、要綱に定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 種類	一般タイプ	併用タイプ
(2) 資金名	金融機関からの企画提案による名称	
(3) 略称	融資メニューごとに県が定める	
(4) 融資対象	要綱に定めるものの他、金融機関の企画提案により定める	
(5) 資金使途	事業資金 ただし、金融機関の企画提案により資金使途を限定することができる	
(6) 融資限度額	2億8,000万円	3億2,000万円 ただし、本件保証付き融資の上限は2億円とする
(7) 融資期間・利率	3年超5年以内 年1.7%以内	
	5年超7年以内 年1.8%以内	
	7年超10年以内 年1.9%以内	
(8) 金利区分	特別金利4	
(9) 貸付方法	証書貸付	
(10) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(11) 保証制度	一般保証又は信用保証無し	一般保証及び信用保証無し
(12) 責任共有制度	対象（一般保証を利用の場合）	
(13) 申込受付機関	取扱金融機関	

2 前項(7)融資期間・利率については、表示利率を上限の金利とし金融機関所定の固定金利とする。また資金使途に応じて融資期間を分けることを許容する。

(企画提案)

第5 企画提案の基本事項は、以下のとおりとする。

(1) 申請資格者

取扱金融機関とする。ただし、申請時点において24か月連続で融資実績がない融資メニューがある取扱金融機関は、当該融資メニューを廃止しなければ申請資格者とししない。なお、当該融資メニューを廃止しても同一の内容の再提案は受け付けしない。

(2) 申請内容

提案者は企画提案書（様式1号）に、以下の項目を記載して申請すること。なお、他の県融資制度と重複する企画提案は認めない。類似する融資メニューの場合は、県融資制度との違いを記載すること。

ア 企画提案内容

(ア) 資金名称

提案する融資メニューの目的や特徴が分かりやすい名称とすることし、他の県融資制度と類似した名称は避けること。

(イ) 施策課題区分

「成長分野の育成」「地方創生に資する産業の振興」「企業力の強化及び創業の支援」のいずれかから選択すること。

(ウ) 施策課題の具体的な内容

選択した政策課題の区分に合わせて、具体例を参考に課題に対応する内容を記載すること。

(エ) 提案の目的

政策課題、具体的な内容を提案する目的を、現状分析や課題、対応策等を踏まえて具体的に記載すること。

- (オ) 提案内容
 - 独自のノウハウや創意工夫などを活かした融資メニューの特徴や利用者に提供する経営支援の内容等を記載すること。
- (カ) 提案内容の説明図
 - 提案内容に記載した内容を、プレーヤーごとに誰が何を融資対象者に対して行うのかが分かるように相関図等を記載すること。
- (キ) 課題分野に関する取組実績
 - 施策課題に関する取組実績を具体的に記載すること。
- イ 融資条件等
 - (ア) 融資対象者
 - 提案の目的、提案の内容に合わせた融資対象者とする。
 - (イ) 資金使途
 - 提案の目的、提案の内容に合わせた資金使途とする。ただし、融資対象者を限定している場合は、具体的な資金使途を指定しないことを許容する。
 - (ウ) 融資限度額・保証限度額
 - 第4(6)融資限度額を上限とする。併用タイプを選択する場合は保証限度額を記載し、融資限度額は保証限度額の1.6倍以上とすること。
 - 設備資金で事業資金と分けて上限を設ける場合には、その旨を記載すること。
 - (エ) 融資期間・利率
 - 設定する期間・利率を記載すること。
 - 設備資金で事業資金と分けて融資期間を設ける場合には、その旨を記載すること。
 - (オ) 種類
 - 「一般タイプ」「併用タイプ」のいずれかから選択すること
 - (カ) 信用保証利用の有無
 - 「一般タイプ」を選択した場合は、「必要」「選択」のいずれかから選択すること。
 - 「併用タイプ」を選択した場合は、「必要」とすること。
 - (キ) 利用要件の確認方法
 - (ア) 融資対象者で記載した利用条件を確認する方法を記載すること。なお、様式等で利用要件や事業計画の提出を求める場合には、企画提案にひな形を添付すること。
 - (ク) 利用見込み
 - 融資メニュー創設後の件数、金額、見込みの根拠(対象顧客数等)を合わせて記載すること。
- (3) 申請期間
 - 毎年4月1日から11月末まで申請を受け付ける。
- (4) 申請件数
 - 申請は提案者につき、年間1件とする。ただし、施策課題の区分が異なる提案であり、かつ県が認めた場合にはこの限りではない。
- 2 企画提案の申請方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 提出書類
 - 提出する書類は以下のとおりとする。なお、ア「企画提案書」については、内容を別紙として添付することを許容する。イ及びウについては、提出は任意とする。
 - ア 企画提案書(様式1号)
 - イ 融資申込に添付する様式(融資対象の確認で作成する事業計画書等)
 - ウ 付加する経営支援等の説明資料
 - (2) 提出先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 申請についての事前相談

提案者は、企画提案の申請前に県へ事前相談を行うこととし、事前相談のない申請は受け付けしない。事前相談については以下のとおりとする。

ア 事前相談受付期間

毎年4月1日から10月末

イ 事前相談方法

電話又は面談（オンライン会議含む）

(5) 注意事項

ア 企画提案にかかる経費は提案者の負担とする。

イ 受理した提出書類は返却しない。

ウ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

3 融資メニューの採択については、以下のとおりとする。

(1) 企画提案の審査

審査は書面にて行い、プレゼンテーションは行わない。ただし、企画提案の内容について、県から提案者に確認することがある。

(2) 企画提案の採択

県は、提出された企画提案を主に以下の観点により総合的に審査し、融資メニューの採択の可否を判断する。

ア 政策課題に対応した融資メニューとなっているか

イ 提案者の独自ノウハウや創意工夫が活かされているか

ウ 融資条件等は課題に対応した適切なものになっているか

エ 融資メニュー創設後の利用が見込めるか

オ 県融資制度に同様の制度はないか（明確な違いがあるか）

(3) 審査結果

審査結果については、県から審査結果通知書（様式2号）にて提案者に通知する。なお、審査結果に関する問い合わせについては応じない。

（採択後の融資メニュー）

第6 採択された融資メニューは、採択された翌年度から取扱を開始し、原則、取扱期間を3年間とする。

2 採択後に融資メニューの内容の変更を希望する場合は、内容変更申請書（様式3号）により12月末までに申請することとし、県が認めた場合には、申請の翌年度から内容を変更する。

3 採択された融資メニューの廃止を希望する場合には、廃止届（様式4号）により12月末までに届出すること。

4 第2項の変更は、種類や対象者の拡大等の変更とし、区分の変更は認めない。区分の変更等、提案から大きく異なる融資メニューとする場合は、第5の企画提案により新メニューを審査することとし、変更前のメニューは前項の廃止届を提出すること。

5 2年間以上の連続した期間において利用実績がない融資メニューは、原則として廃止する。対象となる融資メニューの提案者は12月末までに以下の様式を提出すること。

(1) 内容を変更し融資メニューの取扱いを継続することを希望する場合

利用促進のための内容変更を、県へ内容変更申請書（様式3号）により申請し、県が認めた場合には翌年度以降も変更後の内容で取扱いを継続する。

なお、変更の次年度の12月末までに実績がない場合には、再度の変更及び取扱いの継続を認めない

ため、次年度に県へ廃止届（様式4号）を提出すること。

(2) 内容を変更せず融資メニューの取扱いを継続することを希望する場合

利用促進のための方策を、県へ継続希望申請書（様式5号）により申請し、県が認めた場合には翌年度以降も取扱いを継続する。

なお、継続の次年度の12月末までに実績がない場合には、変更及び取扱いの継続を認めないため、次年度に県へ廃止届（様式4号）を提出すること。

(3) 廃止する場合

県へ廃止届（様式4号）を提出し、当該年度末で取扱いを終了する。

(受付事務)

第7 【金融機関提案型】は、企画提案により申請し、採択された金融機関のみ取扱いができるものとする。

2 保証無し融資を選択する場合には、申込書類の信用保証委託申込書は不要とする。

3 保証有り融資の申込みを受付した取扱金融機関は、信用保証申込書に確認書（様式6号）を添付して保証協会へ送付すること。

(報告)

第8 保証無し融資を取扱いする金融機関は、取扱実績を翌月10日までに様式7号により中小企業金融課に報告を行うものとする。

(役割)

第9 提案者は、採択された融資メニューの周知等を行い、融資メニューの利用向上に努めなければならない。

(その他)

第10 取扱金融機関はこの細則に定める報告等を遵守しなければならない。要綱、要領及び細則が遵守されない場合には、県は企画提案の申請を受付拒否や融資メニューの取扱いを中止させることができるものとする。

2 この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この細則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

一般タイプ

①成長分野の育成

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
めいぎんSDGs応援資金	名古屋銀行	SDGsの17のゴールと関連性の高い目標に向けた経営を行う中小企業者	事業資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環19成長分野

②地方創生に資する産業の振興

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
あいしん地域商店街活性化資金	愛知信用金庫	①商店街に立地し、商店街振興活動に取り組む中小企業者 ②商店街振興組合、商店街活動を行う事業協同組合又はそれらに所属する組合員である中小企業者 ③発展会、商工会に所属する中小企業者	事業資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環17地域創生
いちい介護・地域医療支援資金	いちい信用金庫	医療業、老人福祉・介護事業、不動産賃貸業（介護施設等の賃貸に限る）に属する事業を営んでいる、又は、新規に取組む中小企業者	事業拡大に伴う事業資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
がんばる介護医療応援資金	尾西信用金庫	①老人福祉事業又は介護事業への新規参入を図る中小企業者 ②医療機能の高度化又は拡充を図る医療業、老人福祉事業又は介護事業者を営む中小企業者	事業拡大に伴う事業資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
138ひつじ応援資金plus	尾西信用金庫	①「ひつじ」に関する物を取扱中、または、新たに取扱おうとする中小企業者。 ②愛知県が定める「地域産業資源」に関する物を取扱中、または、新たに取扱おうとする中小企業者	事業資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環18地域創生

③企業力の強化及び創業の支援

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
中小企業向けスタートアップ協業支援資金	三菱UFJ銀行	スタートアップ企業と協業し、事業拡大、新規事業展開を目指す中小企業者	事業資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環26企業力
いちい企業力強化資金	いちい信用金庫	①新分野進出に取り組む中小企業者 ②新規事業開業後5年以内の中小企業者	新分野進出・創業に伴う事業資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環16企業力
ちゅうしん生産性向上サポート資金	中日信用金庫	当金庫の支援を受け、生産性向上を目指す中小企業者	事業資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環26企業力

経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】 企画提案書

愛知県知事 殿

所在地

金融機関名

代表者役職・氏名

印

経済環境適応資金 パワーアップ資金 金融機関提案型 制度細則に基づき、融資メニューの企画提案書を提出します。

<添付書類>

- 1 企画提案書
- 2 融資申込に添付する様式（任意）
- 3 付加する経営支援等の説明資料（任意）

<連絡先>

所属(部署名)	
担当者役職名	
担当者氏名	
電 話	
E-mail	

企画提案書

金融機関名

1 提案内容	
(1) 資金名	
(2) 施策課題区分	
(3) 施策課題の具体的な内容	
(4) 提案の目的	(現状分析や課題、対応策等を踏まえて具体的に記入する)
(5) 提案内容	(融資メニューの特徴や経営支援の内容を記入する)
(6) 提案内容の説明図	(誰が何を行うのか分かるように関連図等を記入する)

(7) 課題分野に関する取組実績	
2 融資条件	
(1) 融資対象者	
(2) 資金使途	設備資金に限る
	事業資金
	具体的な資金使途（限定する場合のみ）
(3) 融資限度額・保証限度額	融資限度額 千円
	保証限度額 千円
	資金使途によって融資限度額を設定する場合はその旨記載
(4) 期間・利率	年超 年以内 年 %
	年超 年以内 年 %
	年超 年以内 年 %
(5) 種類	一般タイプ
	併用タイプ
(6) 信用保証利用の有無	必要
	選択
(7) 利用要件の確認方法	(様式等で確認する場合はひな形を添付)
(8) 利用見込み	令和 年度 件 千円
	令和 年度 件 千円
	令和 年度 件 千円
	対象顧客数 社

金融機関名
代表者 様

愛知県知事

経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】にかかる企画提案審査の結果について（通知）

●年●月●日付で提出された企画提案書の審査結果については、下記のとおりです。

記

1 提案融資メニュー名
「●●資金」

2 審査結果
採択 ・ 不採択

3 採択条件

取扱い開始は、●年●月●日からとする。

愛知県中小企業融資制度要綱等を遵守することとし、要綱等が遵守されない場合には取扱いを中止させることがある。

経済環境適応資金 パワーアップ資金【金融機関提案型】
融資メニュー内容変更申請書

愛知県知事 殿

住 所

金融機関名

代表者名

経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】の融資メニューを変更したいため、次のとおり申請します。

1 現在の融資メニュー					
(1) 資金名					
(2) 施策課題区分					
(3) 施策課題の具体的な内容					
(4) 利用実績 ※今年度実績は申請時点	前年度利用実績	年度	件	千円	
	今年度利用実績	年度	件	千円	
2 融資条件を変更する理由及び内容					
(1) 変更する理由及び内容					
3 変更する融資条件 ※変更する条件のみ記入（変更しないものは記入不要）					
(1) 融資対象者					
(2) 資金用途	設備資金に限る				
	事業資金				
	具体的な資金用途（限定する場合のみ）				
(3) 融資限度額・保証限度額	融資限度額	千円			
	保証限度額	千円			
	資金用途によって融資限度額を設定する場合はその旨記載				
(4) 期間・利率	年超	年以内	年	%	
	年超	年以内	年	%	
	年超	年以内	年	%	
(5) 種類	一般タイプ				
	併用タイプ				
(6) 信用保証利用の有無	必要				
	選択				
(7) 利用要件の確認方法	(様式等で確認する場合はひな形を添付)				
4 利用見込み					
(1) 変更後の利用見込み	利用見込み	91	年度	件	千円

愛知県知事 殿

所在地
金融機関名
代表者役職・氏名

経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】にかかる廃止届

このことについて、下記のとおり届出します。

記

- 1 資金名

- 2 融資メニューを廃止する理由

- 3 取扱廃止日
年 月 日

愛知県知事 殿

所在地
金融機関名
代表者役職・氏名

**経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】
継続希望申請書**

このことについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 資金名
- 2 融資メニューを継続する理由
- 3 利用促進のための方策
- 4 利用実績及び今後の利用見込み

前年度実績	年度	件	千円
今年度実績	年度	件	千円
来年度見込	年度	件	千円

※今年度実績は提出時点の累計

**経済環境適応資金 パワーアップ資金【金融機関提案型】
融資要件確認書**

愛知県信用保証協会 様

金融機関本・支店名

代表者名

経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】の申込みについて、要件を満たしていることを確認しました。

1 申込内容	
(1) 資金名	
(2) 略称	
(3) 申込人住所・名称	住所
	法人名
	代表者名又は氏名
2 確認事項	
(1) 要件確認	融資対象者
	資金用途
	融資限度額
	融資期間
	利率
(2) 種類	
3 同時に実行するプロパー融資の条件 ※併用タイプの場合のみ記入	
(1) 融資金額	千円 保証付き融資の %
(2) 融資期間	か月
(3) 返済条件	か月目から か月目まで
	か月ごと 円 最終回 円
(4) 連帯保証人 ※該当するものに○	連帯保証人なし
	代表者のみ
	複数人 ()

**経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】
融資実績報告書**

愛知県知事 殿

金融機関名

代表者役職・氏名

経済環境適応資金 パワーアップ資金 金融機関提案型 制度細則に基づき、下記のとおり融資実績を報告します。

記

1 報告対象期間
年 月分

2 融資実績

資金名略称	件数	融資金額
	件	千円
	件	千円
	件	千円
	件	千円
計	件	千円

推薦事務処理細則

(目的)

第1 この細則は、中小規模事業者が信用保証を付して愛知県中小企業融資制度を申し込む場合において、商工会議所・商工会が行う推薦事務を定め、愛知県中小企業融資制度及び信用保証制度の利用の円滑化を図り、地域の中小規模事業者の金融支援に資することを目的とする。

(運用指針)

第2 商工会議所・商工会は、愛知県（以下「県」という。）及び愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）と相互に連携を図り、効率的な推薦事務の運用に努めるものとする。

(推薦ができる融資制度)

第3 商工会議所・商工会が推薦できる融資制度は、信用保証を付して、県が実施する融資制度とする。

2 前項にいう融資制度とは、小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金のことをいう。

(融資制度の特性の理解)

第4 推薦にあたっては、借入を希望する事業者（以下「事業者」という。）が最も有利となる融資制度を利用できるよう、前条の各資金（以下「各資金」という。）の特性を理解するよう努めること。

2 各資金の特性とは、主に以下の各号のことをいう。

- (1) 融資対象者
- (2) 融資限度額
- (3) 融資期間・利率
- (4) 信用保証の必要性の有無
- (5) 申込みに際して必要となる書類
- (6) 申込みができる受付機関
- (7) 責任共有制度（協会と金融機関のリスク負担割合を定めた制度）対象の別
- (8) 信用保証枠の別（一般保証・別枠保証）

3 各資金の特性は、「愛知県中小企業融資制度要綱」等を基本として理解に努めること。

4 各資金に対して市町村が助成制度を実施している場合には、事業者がその助成制度を受けることも含めて、特性として理解すること。

5 県は、各資金の改正を行ったときは、速やかに関係機関に周知する。

(推薦前に行う事業者との相談及び協会への照会)

第5 推薦に先立って行う事業者との金融相談にあたっては、借入にこだわらず、事業者にとって最も有利な支援策を見つけるよう対応すること。

2 協会に対して、事業者の保証債務残高、保証料率区分の照会や事前相談（以下「照会等」という。）を行う場合には、「個人情報提供に関する同意書」（協会所定様式）を事業者から徴求のうえ、必要に応じて「保証料率区分照会票」（協会所定様式）及び決算書等により行うこと。

3 協会は、前項の照会等があった場合、事業者への金融支援の円滑化を図るため、誠実に対応するよう努めること。

- 4 事業者が借入を行うこととなった場合は、前条に基づき、事業者が最も有利となる融資制度を確認し、合意を得ること。
- 5 借入の申込の受付は、金融機関、市町村担当課又は協会が行うものであり、調査等は当該機関が別途行うことを事業者に対して説明すること。

(受払簿)

- 第6** 受払簿(様式1)は、推薦を行う場合に限らず、事業者が借入を行うこととなった場合に記帳する。
- 2 推薦した案件については、記帳とあわせて申込書類、添付書類をコピーし、保存する。
 - 3 推薦を行わずに事業者が借入を行うこととなった場合、その後の措置状況について記帳すること。

(推薦書の作成)

- 第7** 推薦は、推薦書(様式2)により行うこととし、以下の各号の場合を除いて作成するものとする。
- (1) 事業者と面談したことがなく、推薦書の作成に必要な情報が得られない場合。
ただし、事業者からのヒアリング等で推薦書の作成が可能な場合を除く。
 - (2) 事業者との相談の結果、借入が適当でないと指導したにも関わらず、事業者が借入を希望した場合。
- 2 事業者が借入を希望したが推薦書を作成しない場合、必ず事業者に対して推薦書を作成できない理由を説明すること。

(添付書類)

- 第8** 推薦は前条の推薦書によって行うが、事業者に関する以下の書類を添付することができる。
- (1) 資金繰り表
 - (2) 資金計画表
 - (3) 経営改善計画
 - (4) その他事業者の財務状況、経営状況が把握できる書類
- 2 前項の書類を添付する場合、推薦書裏面の特記事項欄において、添付書類の概要を記載すること。
- 3 協会は、推薦書及び添付資料を保証審査に活かすこととし、速やかな保証承諾の可否の決定に努めるものとする。

(推薦書及び申込書類の送付)

- 第9** 事業者が推薦を希望する場合は、速やかに推薦書、申込書類及び添付書類を受付機関へ送付すること。
- 送付は持込みまたは郵送により行うが、持込みが可能な場合は、できる限り持込みにするよう努めること。
- 2 受付機関が複数ある場合には、送付する受付機関について、事業者の意向を必ず確認すること。

(推薦案件に対する結果の通知)

- 第10** 推薦書を作成した案件については、協会から推薦を行った商工会議所・商工会に郵送等で保証審査結果が通知される。

(金融機関から商工会議所・商工会への通知)

- 第11** 商工会議所・商工会から関係書類の送付を受けた取扱金融機関は、融資申込みに係る審査結

果について、事業者から同意書（様式3）の提出を受けた場合、当該商工会議所・商工会に通知すること。

（推薦後の指導、状況報告等）

第12 推薦後においても、事業者の金融支援、経営指導を行うよう努めること。

- 2 推薦した案件が融資に至った場合、融資後約6か月及び約1年を経過した時期に、融資後指導記録票（様式4）により事業者の資金繰りについて調査を行い、協会へ報告すること。
- 3 調査の結果、金融支援が必要な場合、協会と連携し、事業者の事業継続のため、必要な支援を行うこと。
- 4 前第2項による調査が終了した後においても、1年ごとをめぐりに引き続き調査を行うよう努めること。
- 5 推薦した事業者について協会に事故報告があった場合、協会は、推薦した商工会議所・商工会に対して必要な調査・報告を求めることができる。

（県への報告）

第13 商工会議所・商工会は、推薦実績報告書（様式5）に基づき、4月1日から9月30日までの実績を10月10日まで、10月1日から翌年の3月31日までの実績を4月10日までに県へ報告する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

推薦依頼書

年 月 日

商工会議所・商工会 様

信用保証付き融資の申込みをしたいので推薦をお願いします。

申込人

※商工会議所・商工会の経営指導員が指導の一環として推薦書を添付するものであり、借入を保証するものではありません。

推薦書

年 月 日

取扱市町村・取扱金融機関・愛知県信用保証協会 様

本申込人は、信用保証付き融資に適すると認められますので推薦します。

担当

商工会議所・商工会

電話

F A X

会員区分	会員・非会員	経営指導実績	最近の指導	年 月	指導内容 金融、税務、経理、経営一般、その他 ()
------	--------	--------	-------	-----	-------------------------------

申込制度	小規模企業等振興資金(通常・小口)・その他()
収支・財務状況 (前期及び今期の売上、経常利益、自己資本、借入等について記載する。また、売上や利益の減少、赤字又は債務超過の場合は、その要因も合わせて記載する。)	
収支・財務の見通し (今後の資金繰りや経営状況の見通し、及び今回の融資が実行された場合の効果を記載する。)	
	※必要に応じて、裏面を活用して記載するとともに、経営状況の参考となる書類を添付すること。
経営者の人柄・資質、後継者の有無等	
特記事項(裏面)の記載	あり ・ なし

保証審査結果通知

年 月 日

商工会議所・商工会 様

本件保証審査の結果は、次のとおりです。詳細については担当におたずねください。

- 1 保証決定 (借入金額 円) 保証番号 _____
- 2 取下げ

愛知県信用保証協会

担当課 _____	担 当	事務課検印
T E L _____		

推薦結果の通知に関する同意書

年 月 日

取扱金融機関 殿

住 所

氏 名

印

私は、推薦機関経由で行った 年 月 日付け の融資申込みについて、その審査結果を、貴行（庫・組合）から推薦機関である（商工会議所・商工会）に通知することに同意いたします。

融資後指導記録票

指導年月日 _____ 年 月 日
 商工会議所・商工会 _____
 担当者 _____

○借入事業者の概要

借入事業者名	
事業の概況	
面談相手 (経営者又は本人であること)	
融資年月日	
融資条件	

1. 融資後の借入事業者への資金繰り状況 (聞き取り)
 - ① 良くなった
 - ② 変わらない
 - ③ 悪化した
2. 借入事業者が必要とする金融支援 (問1で「良くなった」と回答した場合も含む)
 - ① 金融支援不要 (又は、既に実施している)
 - ② 追加の融資を希望 (既存融資の借換えを含む)
 - ③ 融資以外の金融支援を希望 (条件変更、返済猶予など)
 - ④ その他 ()
3. 借入事業者の借入負担の状況
(問2で借入事業者が追加の金融支援を希望した場合に記入)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在 (指導票作成時) の売上の状況、今後の見通し ・ 借入金の状況 (既往の借入も含む。総借入金、月々の返済など)

4. 指導員の所見、必要と考えられる措置

--

※ 記録票に記入し、愛知県信用保証協会へ報告すること。
 また、指導員による追加支援が必要と判断した場合には、愛知県信用保証協会に協議を図ること。

愛知県融資制度における推薦実績報告書

_____ 商工会議所・商工会

年 月～ 年 月までの愛知県融資制度における推薦実績は以下のとおりです。

1 申込み及び承諾

申込件数	申込金額合計	承諾件数	承諾金額合計
件	千円	件	千円

2 内訳

融資制度	申込金額	承諾金額
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円

※ 1及び2ともに、推薦を行った融資制度について記入する。

※ 内訳欄に収まらない場合は、適宜行を追加すること。

※ 報告は半年ごとに行い、翌月10日までに県に報告する。

(上半期：4月1日～9月30日、下半期：10月1日～3月31日)